

広域連携について

前回の議論の整理

(資源・専門人材の共同活用、都道府県による補完・支援)

資源・専門人材の共同活用についての論点と考え方①

論点

- ① 今後、2040年頃にかけて、人口減少と高齢化が全国的に進行することが見込まれる中で、各市町村の行政サービス提供の持続可能性を高めるために、地域の枠を越えて資源を共同活用することが必要になると考えられるが、どのような取組が求められるか。とりわけ、多くの市町村にとって喫緊の課題になっている専門人材の確保についてどう考えるか。

第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

（広域連携の取組の計画作成段階と執行段階を分けて考える必要性）

- 自治体の業務を、計画を作成する部分と、作成した計画に基づいて執行する部分に分けて考えた場合、執行面については柔軟に連携・協力するための仕組みが整っている一方、計画作成面については、マイナスサムの局面で競争すべきでないところでの競争はやめる合意をするという連携も期待されるのではないか。

（広域連携における公共私との連携、デジタル化の取組の必要性）

- 連携中枢都市圏において行われている取組を見ると、公共私との連携やデジタル化に関連する取組が少ないように思う。そういった取組を行うための広域連携が必要ではないか。

（広域連携による専門人材の確保の必要性）

- 組織が組織として機能するためには、経験の継承が行われる必要がある。複数の人材が世代をまたいでシフトしていくことが必要であり、それが困難な場合には、何らかの方法で統合しないと組織としての文化が守れないのではないか。
- 採用試験を複数の団体が一括して実施し、採用自体は個々の団体において行うことも考えられるのではないか。
- 土木技師やICT人材などは、官民ともに不足しており、人材獲得競争がなされている実態もあることから、人材をどのように育てていくかも大事ではないか。人材育成の観点からも連携が重要ではないか。
- 技術職だけでなく、観光の企画などそれぞれの分野の専門的なスキルが必要な人材の連携も必要ではないか。
- 半公半民のような人材（例：政府CIO補佐官）も考えられないか。
- 民間との人材の共有については、うまくいく場合もあるが、行政と民間とが規制する側とされる側とに分かれる場合には適当ではなく、自治体間の水平連携か垂直連携で対応するしかないのではないか。
- 専門人材のシェアは進んでいくと思うが、人材に余裕がない中で効率的に業務が行えるようにするための環境整備（例：テレビ会議を通じた遠隔でのコミュニケーション）も必要ではないか。

資源・専門人材の共同活用についての論点と考え方①

考え方

（計画段階での調整を進める必要性、公共私連携の視点）

- 市町村間の広域連携について、広域的な産業政策などの比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、資源・専門人材の共同活用や、公共施設等の適正配置、市町村の区域をまたぐ公共交通網の整備、都市計画の広域調整など、合意形成が容易でない課題への対応を進めていくためには、計画段階での合意形成、利害調整を円滑に進める仕組みを検討する必要があるのではないか。
 - 市町村間の広域連携の推進に際しては、地域における共助の担い手や、民間事業者など、公共私連携の視点も重要ではないか。
- ⇒ 「市町村間の広域連携における計画段階での調整」のテーマで後日議論予定。

（施設・インフラ、情報システムなどの資源の共同活用の必要性）

- 施設・インフラ、情報システムなどの資源や、専門人材を地方公共団体間で共同活用する取組が重要ではないか。
- ⇒ 情報システムの広域連携については、「行政のデジタル化」のテーマとして別途議論中。

（専門人材の共同活用の必要性）

- 特に、生産年齢人口の減少に伴い、官民ともに人手不足が全国的に深刻化するとともに、住民ニーズが高度化・多様化・複雑化する中で、技術職員（土木・建築・農業・林業）、保健師、ICT人材等の専門人材を十分に確保することが困難になってきており、特に、市町村においては、厳しい人材獲得競争の中で専門人材を単独で採用することが一層困難になることが見込まれる。

こうした状況を踏まえると、専門人材を地方公共団体間で共同で確保・育成し、活用する必要性が高まっているのではないかと考えられる。

- また、利害関係の有無等に十分留意しつつ、職種によっては専門人材を民間と共同活用することも考えられるのではないかと考えられる。

論点

- ② 各市町村の行政サービス提供の持続可能性を高めるために、地域の枠を越えた資源・専門人材の共同活用に向けて、市町村、あるいは都道府県はどのような役割を果たすことが求められるか。

第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

- 地域で中心的な役割を果たす市町村の役割が大きくなってきているのではないか。
- 自主的に市町村が広域連携するという方針は堅持するとしても、都道府県の役割を検討する必要があるのではないか。
- 人材や資源の共同活用について考えると、現在は、水平連携がうまくいくところは連携して、うまくいかない、枠組みに乗れない小規模なところは都道府県が補完して、という整理になっているが、今後、連携中枢都市圏等のエリアでも人材確保が困難になる可能性もある。そうなった場合に、都道府県の役割が重要になってくるのではないか。
- 人材育成の観点から、都道府県が役割を果たすことが求められるのではないか。市町村ではやりきれない部分をカバーしたり、若い世代を育成して一定の年齢になったら市町村に移していったりなど、事務と人材のサステナブルな仕組みを地域ごとに構築していくことが必要ではないか。
- 例えば、地域の人材マップといったような、どこの地域にどういう専門人材がどれくらいいるか全体を見渡し、それを地域の中でうまく活用できるような仕組みが必要ではないか。そういう意味では、人材育成プログラムも含め、都道府県の役割が非常に重要ではないか。

考え方

（市町村間の広域連携による対応）

- 各市町村の行政サービス提供の持続可能性を高めるために、地域の枠を越えて資源・専門人材を共同活用する取組については、最近の地方制度調査会で、人口減少・少子高齢化社会において、核となる都市と近隣自治体が相互に役割分担を行い連携・協力するプラットフォームと位置付けられてきた定住自立圏、連携中枢都市圏の取組が重要ではないか。
- また、中心市が存在せず、人口規模や経済規模が同等程度の市町村が隣接する地域や、三大都市圏における市町村間の広域連携の取組も必要ではないか。

（都道府県の役割）

- 市町村間の広域連携の枠組みづくりにおいて、市町村の求めに応じて、都道府県が調整の役割を果たしている取組も見られるが、こうした取組も有効ではないか。
- さらに、核となる都市から相当距離がある等の理由から市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合には、市町村の求めに応じて、都道府県が一定の役割を果たすことが求められるのではないか。

（専門人材の共同活用についての市町村間の広域連携、都道府県の役割）

- 専門人材については、定住自立圏・連携中枢都市圏の中心市等の一定の規模・能力を有する市が中心的な役割を果たし、市町村間の広域連携で共同で確保・育成し、活用することが考えられるのではないか。また、地域におけるこうした人材・職員の確保の困難性によっては、市町村の求めに応じて、都道府県が積極的な役割を果たすことが求められるのではないか。

論点

③ 資源・専門人材の共同活用のための手法に課題はあるか。

第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

(多様な手法活用の必要性)

- 自治体の業務を、計画を作成する部分と、作成した計画に基づいて執行する部分に分けて考えた場合、執行面については柔軟に連携・協力するための仕組みが整っているのではないか。(再掲)
- 資源の共同活用については、現場で様々な工夫がなされており、地域の実情に応じて最も適した手法を活用していくことが必要ではないか。その上で、必要があれば、制度改正をして活用しやすい環境整備をしていくということが重要ではないか。

(専門人材確保の手法)

- 専門人材不足はどの地方も同じような課題を抱えており、知見の共有や人材の共同活用の体制の整備ができれば、現場を助けることになるのではないか。
- パートタイムや併任など、貴重な人材を共有するのはよい方向ではないか。
- ジョブ型の職種であれば、大学教員等の世界で取り入れられている「クロスアポイントメント制度」を参考に、複数の自治体の間で事務の従事割合を定めて雇用契約を結ぶことも可能ではないか。そう考えると、自治体の人事制度において、メンバーシップ型からジョブ型に移行していくことについても考えていかなければならないのではないか。

(連携協約の活用による課題解決の可能性)

- 連携協約は、総合的な取組をする場合の枠組みのように捉えられているが、もう少し細かいレベルでの事務の共同処理の場面でも使えるのではないか。代替執行についても、同様のことが言えるのではないか。
- 連携協約の仕組みについて、総合的な連携の枠組みの手法というだけでなく、また、組織や事務の観点からだけでなく、1人の人材を複数自治体でうまく共有していくというきめ細かな連携の観点からも活用できるのではないか。
- 連携協約は、紛争処理の仕組みや住民の関与の仕組み(議会の議決)がビルトインされている、という点でも仕組みが整っている。
- 私法上の契約により資源を共同活用する場合、紛争になって、住民生活に不都合が生じてはよくない。私法上の契約方式を使うのであれば、ADRの仕組みを設ける(例:自治紛争処理委員)とか、モデル約款のようなものを用意するとか、そうした形で適正な解決を図るということも考えられるのではないか。

考え方

(資源・専門人材の共同活用を具体的に実施するための手法)

- 施設・インフラなどの資源の共同活用については、地方自治法の規定による地方公共団体相互間の協力の仕組みの活用のほか、私法上の委託契約の活用などによる自治体の経営資源の共同活用の事例や、共助の担い手や民間事業者との共同での連携、地方独立行政法人の共同設立・共同活用などによる共同での外部資源の活用の事例も参考になるのではないか。
- 専門人材の共同活用については、小規模市町村において専門人材が不足しているが、事務量が1人分に満たない場合であっても、地方自治法の規定により、「職員の派遣」をパートタイム型で求める、専門性の高い「内部組織の共同設置」を行う、一連の事務処理過程のうち専門性の高い部分について他の地方公共団体による「事務の代替執行」を求めるなどの事例があることが参考になるのではないか。また、地方自治法の仕組みに限らず、定住自立圏・連携中枢都市圏において中心市が自らの役割として周辺市町村の事務を支援する、専門人材を有している近隣の市町村に対して私法上の委託を行うなど、柔軟な取組を行っている事例も参考になるのではないか。
- 資源・専門人材の共同活用を具体的に実施するための手法については、これまでの地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等により、必要な法制は整備されていると考えてよい。こうした法制を活用し、地域の実情に応じて最も適した手法によって、資源・専門人材の共同活用を進めていくことが必要ではないか。

考え方

（連携協約の活用による課題解決の可能性）

- 他の地方公共団体との資源・専門人材の共同活用については、安定性や継続性の確保が課題になる。また、必ずしも議会の関与が必ずしも担保されない中で、資源・専門人材の共同活用を前提とした事務処理体制が構築されることになることも想定される。

特に、柔軟な連携として、一定の規模・能力を有する市が周辺市町村の事務を支援する、私法上の委託契約を活用するなど、地方自治法の規定による地方公共団体相互間の協力の仕組みによらない資源・専門人材共同活用が進んでいく場合、こうした課題への留意が必要になるのではないかな。

- こうした他の地方公共団体との資源・専門人材の共同活用を前提とする事務処理体制について、安定性・継続性を確保する観点や、住民自治を確保する観点からは、地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるものであり、締結や変更・廃止には双方の合意・議会の議決を要し、紛争解決の手続がビルトインされている、地方自治法の「連携協約」を活用することが有用ではないか。

都道府県による補完・支援についての論点と考え方①

論点

① 今後、2040年頃にかけて、人口減少と高齢化が全国的に進行することが見込まれる中で、各市町村の行政サービス提供体制の確保について、都道府県が果たすべき役割をどう考えるか。

その際、都道府県による補完・支援と、地方分権改革の「役割分担論」、都道府県・市町村関係の見直し（「補完事務」の再構成）との関係はどうか。また、実態として、市町村への権限移譲、市町村合併や行政改革の進展等により、都道府県の事務の範囲、リソースが縮小していることをどう考えるか。

第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

（都道府県の補完・支援の必要性）

- ・ 自主的に市町村が広域連携するという方針は堅持するとしても、都道府県の役割を検討する必要があるのではないか。
- ・ 市区町村が中心となっている日本の行政において、都道府県は、様々な国の制度の穴を埋め、市区町村による取組を補う役割を担っている。人口減少、災害列島という国難とも呼べる2つの課題がある中で、こうした役割はますます必要。
- ・ 都道府県という広域自治体が、特に中小規模の市町村について、補完機能を果たすべき。
- ・ 連携から取り残される地域が生じないよう、市町村間の連携と相まって、都道府県が一定の補完を担う必要。
- ・ 「地域の未来予測」を作成し、客観的なデータや基本的なデータを見える化を進めた結果として、単独での事務処理が難しくなった場合に、都道府県による補完・支援が必要ということになるのではないか。

（市町村の自主性・自立性の必要性）

- ・ 都道府県の補完・支援は市町村の自立を前提としたものであるべき。
- ・ 都道府県と市町村の信頼関係構築の上で、市町村が主体性を持って、広域連携に取り組めるようにすることが大事。
- ・ 都道府県による小規模市町村への支援は、支援される自治体の自主決定権や地域住民の声の反映の観点から懸念。
- ・ 計画策定段階の補完・支援だけでなく、執行段階の補完・支援を無限定に実施することは望ましくないのではないか。経費負担など、役割分担を明確化しないと、都道府県が事実上の財政支援等を行っていることになってしまうのではないか。
- ・ 自立性の高い基礎自治体となるための努力を怠った市町村も含め、都道府県が無限定に補完・支援を行うのはどうか。ある分野の事務を手放したり、補完・支援を求めたりするのであれば、それに見合うコストの再配置が必要ではないか。

（都道府県が果たすべき具体的な役割）

- ・ 市町村間の広域連携の枠組みづくりへの都道府県の支援も重要ではないか。
- ・ 今後、連携中枢都市圏や定住自立圏等でも、専門性の高い人材の確保が困難になる可能性があり、都道府県の役割が重要になるのではないか。
- ・ 例えば、社会保障分野では、都道府県から市町村への権限移譲は進んだが、一定の空間内でサービスの適切な水準を確保するために、都道府県に権限が留保されているのではないか。こうした社会保障の考え方を都市計画や公共交通の議論に応用することができるか。
- ・ 観光行政や商工行政など、県が調整することにより、市町村間の連携を促進することが有効。

考え方

（都道府県による補完・支援の必要性）

- 今後、2040年頃にかけて、人口減少と高齢化が全国的に進行することが見込まれる中で、市町村の行政サービス提供体制の確保について、専門人材を必要とする事務処理など、市町村間の広域連携による対応では困難な場合も増加し、都道府県が一定の役割を果たすことを求めるニーズも増加するのではないか。

（市町村の自主性・自立性の確保のために都道府県が果たすべき役割）

- 他方、都道府県による補完・支援は、市町村が、まず、市町村間の広域連携等によって行政サービス提供体制を確保するための取組を自ら行うことが前提ではないか。
こうした観点からは、都道府県が、定住自立圏、連携中枢都市圏、あるいは市町村間の広域連携の独自の取組を含め、枠組み形成に際して調整の役割を果たすことや、市町村間の広域連携による個々の取組に際し、事務の性質によっては市町村の区域を越えた一定の空間における利害調整の役割を果たすことも重要ではないか。
- これらの組み合わせにより、都道府県は、広域の地方公共団体として、区域内の行政サービスが適切に提供されるように取り組むことが期待されるのではないか。

考え方

（地方分権一括法後の都道府県の「補完事務」の再構成との関係）

- 地方分権改革では、国と地方の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることを目的として推進され、都道府県と市町村の関係においても、役割分担を明確にし、市町村の自主性及び自立性を高めることが目指されてきた。
このため、市町村に対する権限移譲が行われたほか、都道府県の処理する事務についても見直しが行われ、都道府県の「補完事務」は再構成された。この結果、都道府県の「補完事務」は、平成11年の地方分権一括法による地方自治法の改正前、通常は都道府県の任務とされる事務とされていたが、改正後は、本来は市町村が処理する事務と解されており、その範囲は、市町村の規模・能力に応じて相対的に定まることとなった。
- 実際、地方分権改革、「平成の合併」の前までは、都道府県は市町村を幅広く一律に補完・支援していたが、今では、一部の地域を除き、都道府県は市町村の補完・支援について積極的に取り組んでいる状況にはない。

都道府県による補完・支援についての論点と考え方①

考え方

(地方分権一括法後の都道府県の「補完事務」の再構成との関係)(続き)

- しかしながら、「平成の合併」の後、市町村の規模・能力が一層多様になったことや、地方分権一括法後の都道府県の「補完事務」の考え方からは、都道府県は、規模が大きな事務、専門性を要する事務等について、市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、個別的な補完・支援を行う役割を果たすことが期待されているのではないか。
- 他方、地方分権一括法による地方自治法の改正後、市町村による行政サービス提供体制については、自ら行財政能力を充実強化し、あるいは、市町村間の広域連携等によって確保し、都道府県は市町村の自主性・自立性を尊重するという関係が原則。
こうした関係に基づく補完・支援が、都道府県のリソースの実態に照らしても現実的な方策ではないか。

都道府県による補完・支援についての論点と考え方②

論点

- ② 都道府県による補完・支援の手法について、地方自治法や個別法（過疎法等）に基づき、市町村事務の実施主体を都道府県に移す手法に加えて、近年、小規模市町村が多い県を中心に、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「協働的な手法」）が進められていることをどう評価するか。

第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

（「協働的な手法」の必要性）

- 都道府県も市町村もリソースが限られてくる中でも地域を維持するためには、一体的なサービス提供体制を構築していくのが現実的な解決策であり、今後はこうした取組が増えていくのではないか。

（「協働的な手法」への懸念）

- 「協働的な手法」でも、権限と責任の所在については、きちんと整理する必要があるのではないか。
- 都道府県による補完・支援の取組が進むと、都道府県が地域の実情を知ることができるようになる一方で、市町村の依存度が高くなる懸念もあるのではないか。関係性ができていない当初の段階から役割分担をするのは難しいものと思われるが、いずれかのタイミングで役割分担を明確化することが必要ではないか。
- 協働的な手法について、無限定な協働による依存や都道府県による事実上の関与は望ましくない。安定性、継続性、住民の関与、紛争処理などのセーフティーネットは、制度にビルトインする必要があるのではないか。
- 計画策定段階の補完・支援だけでなく、執行段階の補完・支援を無限定に実施することは望ましくないのではないか。経費負担など、役割分担を明確化しないと、都道府県が事実上の財政支援等を行っていることとなってしまうのではないか。（再掲）
- 自立性の高い基礎自治体となるための努力を怠った市町村も含め、都道府県が無限定に補完・支援を行うのはどうか。ある分野の事務を手放したり、補完・支援を求めたりするのであれば、それに見合うコストの再配置が必要ではないか。（再掲）

（都道府県による「協働的な手法」による市町村の補完・支援への「連携協約」の活用の可能性）

- 連携協約は、連携中枢都市圏のための制度のようなイメージがあって、他の場面であまり使われていないのではないか。
- 連携協約は、総合的な取組をする場合の枠組みのように捉えられているが、もう少し細かいレベルでの事務の共同処理の場面でも使えるのではないか。（再掲）
- 連携協約は、紛争処理の仕組みや住民の関与の仕組み（議会の議決）がビルトインされている、という点でも仕組みが整っている。（再掲）

考え方

（「協働的な手法」の評価）

- 都道府県による補完・支援の手法について、地方自治法の規定による「事務の代替執行」や、「事務の委託」の制度は、市町村と都道府県の間において規約を締結し、市町村から都道府県に事務の実施主体を移す手法。ある事務を実施する市町村の役割を、その能力を持つ主体としての都道府県に帰属させるものであり、権限と責任の所在が明確である。
しかしながら、都道府県による補完・支援を求める声が数多くありながら、活用事例が限られている。
- 一方、近年、小規模市町村が多い県などにおいて様々な分野で活用事例が見られる、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「協働的な手法」）は、このような手法ではなく、都道府県と市町村の役割分担に融通性のある事務を都道府県が引き受ける、都道府県が市町村と一体的に事業を実施する、都道府県が自らのリソース・ノウハウを活用して市町村支援を行うなどの手法により、都道府県、市町村それぞれが有する資源の実情に応じて、柔軟な連携を行うもの。
- 都道府県による補完・支援の手法について、地方自治法の規定による事務の実施主体を移す手法に加え、「協働的な手法」についても、都道府県と市町村のリソースに応じた柔軟な手法として積極的に評価することができるか。

都道府県による補完・支援についての論点と考え方②

考え方

（「協働的な手法」と地方分権改革の「役割分担論」）

- 他方、こうした都道府県による補完・支援に際しての「協働的な手法」の活用については、事務処理の安定性や継続性を確保する観点、住民自治を確保する観点（→P9）に加えて、都道府県・市町村関係において権限と責任の所在が不明確になるという課題があるのではないか。この点について、地方分権改革の「役割分担論」との関係の整理が必要ではないか。
 - ✓ 無限定な協働によって、権限と責任の所在を不明確にすることはないか。
 - ✓ 市町村は住民に最も身近な総合的な行政主体として、自立性の高い行政主体となることが目指されてきたが、都道府県への依存を招くおそれはないか。
 - ✓ 都道府県からの事実上の関与と受け止められないか。
- こうした観点からは、地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるものであり、締結や変更・廃止には双方の合意・議会の議決を要し、紛争解決の手續がビルトインされている、地方自治法の「連携協約」の活用が、権限と責任の所在の明確化を図る観点からも、有用ではないか。

（都道府県と市町村の「役割分担の成熟」）

- これら措置を必要に応じて適切に講じた上で「協働的な手法」も活用しながら、都道府県が、規模が大きな事務、専門性を要する事務等について、市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じ、個別的な補完・支援を行うことは、地方分権改革の「役割分担論」の観点からも、都道府県と市町村の対等・協力の関係を前提とした役割分担ルールを個別最適化するもの、いわば「役割分担の成熟」とみなすことができるか。

市町村連携による都道府県からの権限移譲

- 第31次地方制度調査会の答申では、都道府県の権限に属する事務について、連携中枢都市等に移譲されているが、近隣市町村には移譲されていない事務について、中心市と近隣市町村が合意しているときは、都道府県が積極的に権限を移譲すべきと指摘（次頁参照）。
- 地域の実情を踏まえ、住民の利便性の向上、都道府県・市町村の経営資源の効率的な活用に資する場合に、市町村連携により、都道府県の権限に属する事務の移譲を受けることを促進することが考えられるのではないか。
- この際、都道府県から、既に、事務処理能力がある市町村に移譲されているが、近隣市町村には移譲されていない事務を、当該事務処理能力がある市町村に移譲するかどうかの判断に際して、当該近隣市町村を何らかに関与させることが考えられるか。

第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

- 都道府県から事務処理能力のある市町村への近隣市町村の区域に係る事務の移譲に際して、当該近隣市町村を何らかに関与させることが考えられるか。
- 地方自治法の共同処理制度は事務の帰属と指揮命令系統の観点から整理されているが、自治体間や、住民、共私等の主体とのコミュニケーションについては制度の枠組みに入っていない。この点をどのように考えるか。

市町村連携による都道府県からの権限移譲（第31次地制調）

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会)(H28.3)(抄)

「連携中枢都市圏等形成当初は、圏域の中で比較的連携しやすい取組から始めることが重要であるが、将来的には、人口減少の進行に応じ、例えば、インフラの広域再編等のように合意形成は容易ではないが圏域単位で対応していかなければいけないような困難な課題に対応していく必要がある。このような連携中枢都市圏等の取組を進めるためには、連携中枢都市等と近隣市町村が圏域の取組を円滑に行えるよう、権限、財政、人材等の観点から地方行政体制を整備する必要がある。例えば、都道府県の権限に属する事務について、連携中枢都市等に移譲されているが、近隣市町村には移譲されていない事務について、連携中枢都市等と近隣市町村が合意しているときは、都道府県は条例による事務処理特例制度を活用して積極的に権限を移譲すべきである。」

「これまでのヒアリングの主な内容」(第31次地方制度調査会第14回専門小委員会資料3)(H27.4.3)(抄)

＜広島県広島市＞

- 現在、県から各市町に移譲された権限のうち、専門性が高い権限などは、広島市など規模の大きい市町が地方自治法に基づく事務の委託をすることで広島市が近隣市町の住民に対しても権限を行使することを考えている。
- 指定都市には、第30次の地方制度調査会の答申に基づき、権限移譲が進んだが、市域を越える権限などは、移譲が見送られている。基礎自治体への移譲による効果が見込まれる権限については、圏域の中心都市が市域を越えて担うことができれば、圏域内ネットワークの強化につながると考えております。このような取り組みを国においても支援していただければ、地方中枢拠点都市制度による圏域形成は、分権型社会の新しい展開になるのではないかと考えている。
- とりわけ、権限移譲に係る実施体制を考えたときに、権能はあるけれども、小さな市町村の中には行政客体がほとんどない。あったとしても、1年のうち数回しか稼働しない業務は、広域連携の中でその多くが集積しているまちが原則担って、その境界線を越えてお手伝いできるということをやるという仕掛けがないと、結局、絵にかいたもちになる。地域ごとにもう少し弾力的な発想が必要。

＜広島県福山市＞

- 地方中枢拠点都市制度は一定の人口規模の実態が対象となっているが、その都市が持つ機能や役割には違いがある。例えば政令指定都市に隣接をし、その機能を享受する中で、衛星都市として労働力の提供やベッドタウンとしての役割を担っている都市と、本市のような県庁所在地ではない地方の中核市では、置かれている環境や担うべき役割が異なっている。人口規模による一律の支援制度ではなく、その地方が持つ多様性や性質が生かせる制度へと権限移譲と確実な財源措置とをあわせて検討いただくことで、より効果的な広域連携の推進につながる。

地方公共団体の主な役割分担の現状

※指定都市の区域においても都道府県が処理する主な事務

- ・指定区間の一級河川（一部を除く）、二級河川（一部を除く）の管理
- ・警察（犯罪捜査、運転免許等）

都道府県の事務

【指定都市が処理する事務】

○都市計画等に関する事務

- ・指定区間外の国道、県道の管理
- ・指定区間の一級河川（一部）、二級河川（一部）の管理

○福祉に関する事務

- ・児童相談所の設置・病院の開設許可

○教育に関する事務

- ・県費負担教職員の任免、給与の決定
- ・市立小中学校等の学級編制基準の決定

【指定都市、中核市が処理する事務】

○都市計画等に関する事務

- ・屋外広告物の条例による設置制限

○環境保全に関する事務

- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
- ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理

○福祉に関する事務

- ・保育所の設置の認可・監督
- ・特別養護老人ホームの設置の認可・監督
- ・介護サービス事業者の指定

○教育に関する事務

- ・県費負担教職員の研修

○保健衛生に関する事務

- ・保健所の設置
- ・飲食店営業等の許可
- ・旅館業・公衆浴場の経営許可

【指定都市、中核市、施行時特例市が処理する事務】

○都市計画等に関する事務

- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・土地区画整理組合の設立の認可

○環境保全に関する事務

- ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理
- ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理

○その他

- ・計量法に基づく勧告、定期検査

【全ての市町村が処理する事務】

○都市計画等に関する事務

- ・上下水道の整備・管理運営
- ・市町村道、橋梁の建設・管理
- ・準用河川の管理
- ・用途地域に関する都市計画の決定等

○環境保全に関する事務

- ・一般廃棄物の収集や処理

○福祉に関する事務

- ・保育所の設置・運営
- ・障害者自立支援給付
- ・介護保険事業
- ・国民健康保険事業
- ・障害児に係る日常生活用具の給付

○保健衛生に関する事務

- ・市町村保健センターの設置
- ・健康増進事業の実施
- ・定期の予防接種の実施

○その他

- ・消防・救急活動
- ・災害の予防・警戒・防除等
- ・戸籍・住基
- ・農地等の権利移動の許可等

指定都市

中核市

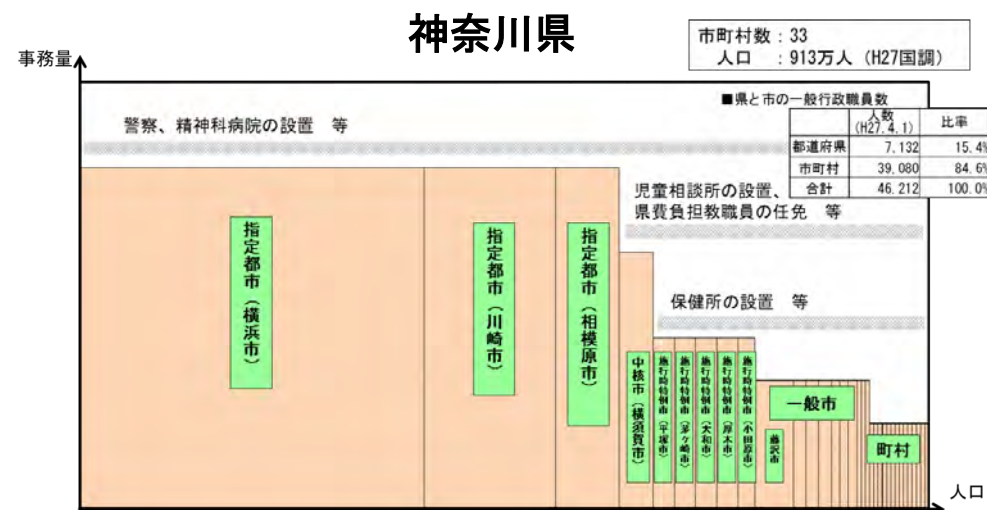
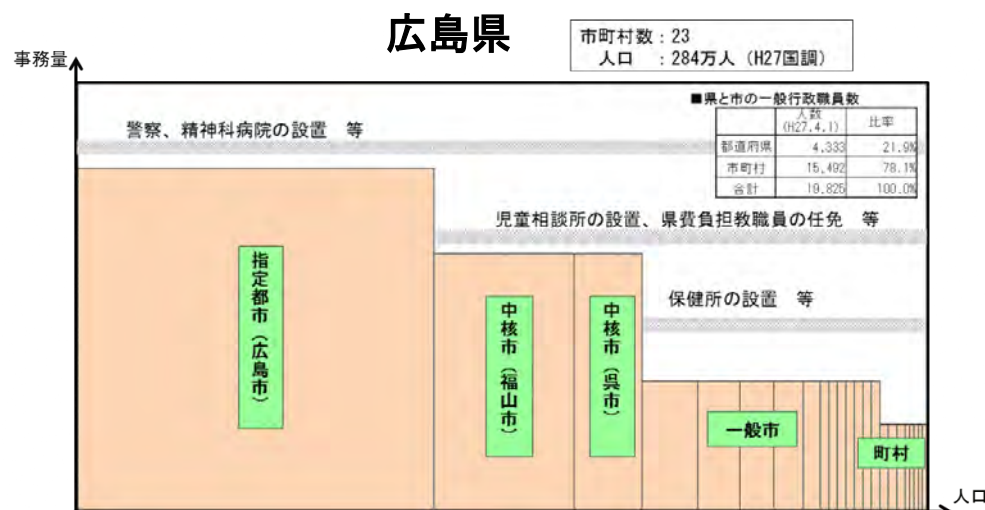
施行時特例市

市町村

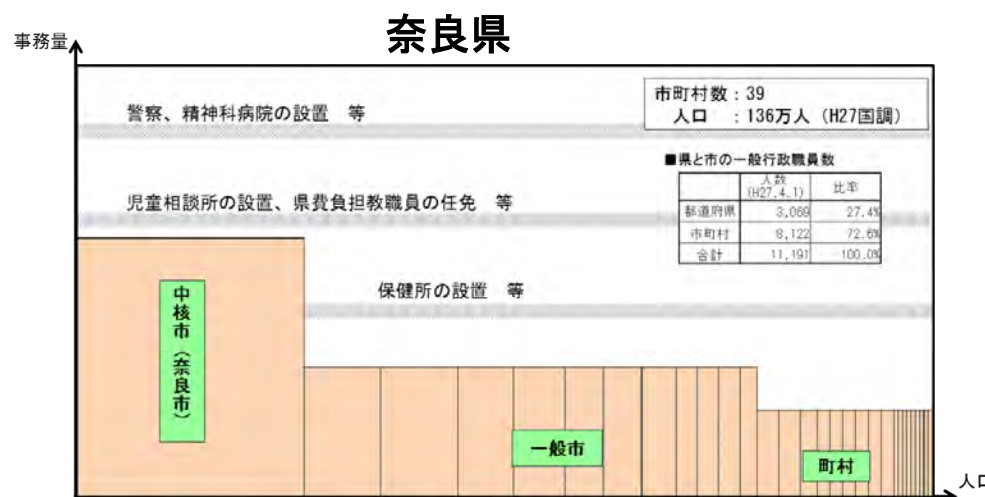
都道府県によって異なる都道府県・市町村間の事務分担

第32次地方制度調査会
第29回専門小委員会資料
を一部加工

- 広島県は、指定都市等（指定都市1、中核市2）が存在するとともに、市町村合併や県から市町村への権限移譲が進展し、市町村が処理する事務の領域が大きい。また、神奈川県は、市町村合併の進捗率は低い（「平成の合併」における市町村の減少率10.8%）ものの、指定都市等（指定都市3、中核市1、施行時特例市5）が多く存在し、市町村が処理する事務の領域が大きい。
- 奈良県、徳島県では、小規模な市町村が多く残っており、都道府県が処理する事務の領域が大きい。



※茅ヶ崎市、藤沢市は、地域保健法施行令の規定により、保健所を設置。

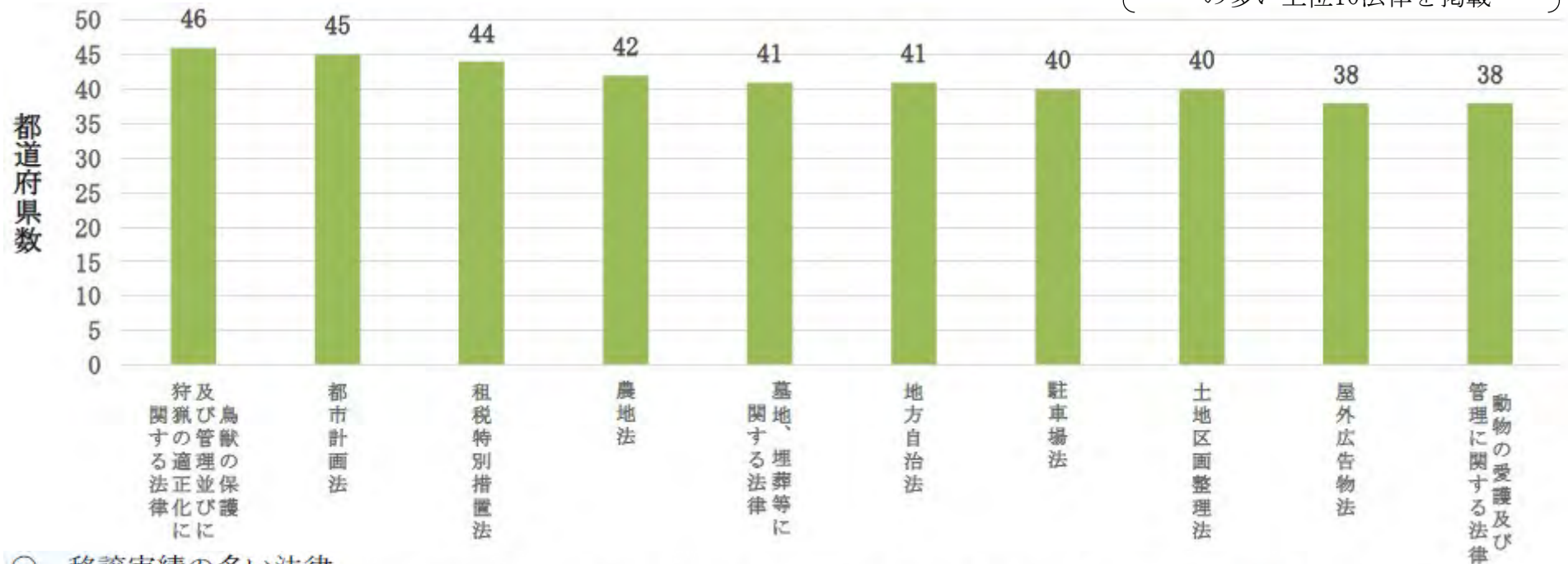


条例による事務処理特例制度の活用状況（法律別の移譲状況）

- 条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）を活用し、まちづくり（土地利用を含む。）、産業、福祉・保健、教育、環境・衛生、生活・安全等の幅広い行政分野にわたる都道府県の事務・権限が市町村に移譲されており、全体では、230法律について、移譲実績がある（平成30年4月1日現在）。
- 条例による事務処理の特例制度を通じた事務・権限の移譲により、住民サービスの向上、市町村の自主的・総合的な施策の展開、都道府県・市町村を通じた効果・効率の向上等が実現。

■ 法律別の移譲状況（移譲実績のある都道府県数）（H30. 4. 1現在）

※ 移譲実績のある都道府県数の多い上位10法律を掲載



○ 移譲実績の多い法律

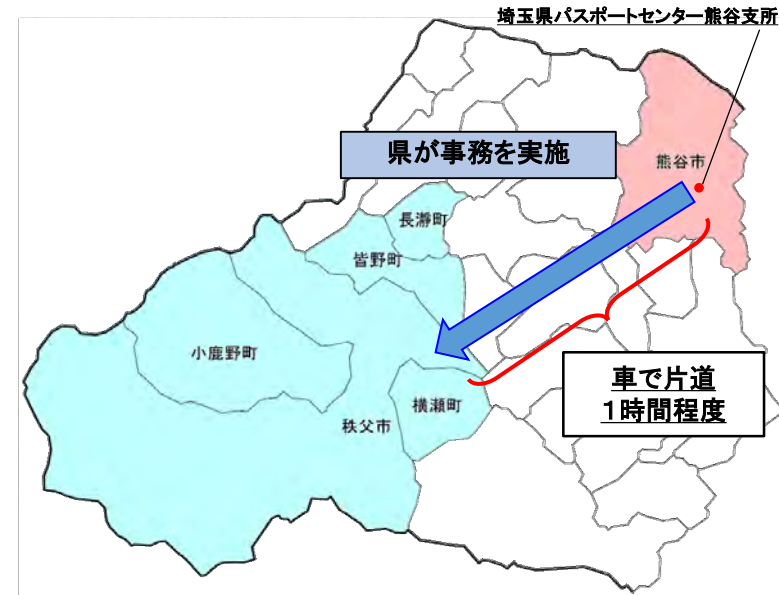
- | | |
|---|------|
| ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣の捕獲の許可等） | 46団体 |
| ② 都市計画法（都市計画区域等における開発行為の許可等） | 45団体 |
| ③ 租税特別措置法（優良宅地の認定等） | 44団体 |
| ④ 農地法（農地転用の許可等） | 42団体 |
| ⑤ 墓地、埋葬等に関する法律（墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等） | 41団体 |
| ⑤ 地方自治法（市町村の区域内に埋立て等により新たに生じた土地の届出の受理等） | 41団体 |

条例による事務処理の特例+事務の委託①（パスポート発給事務）

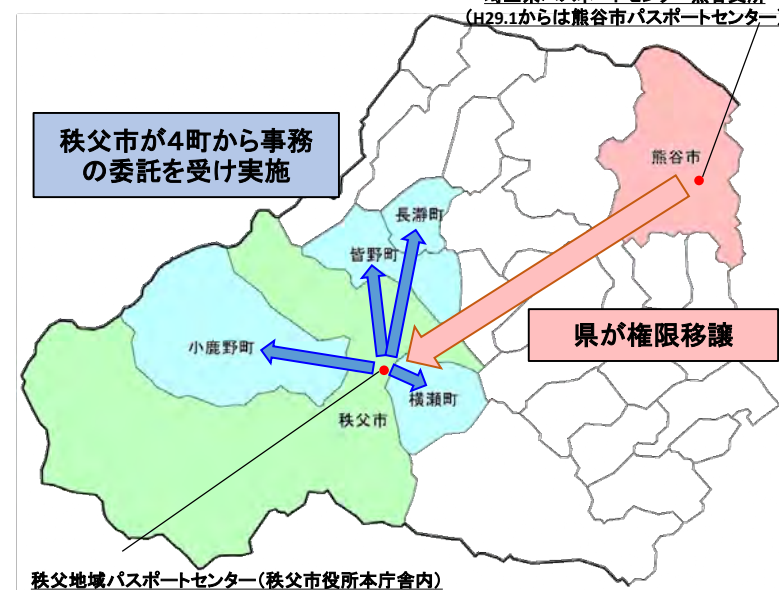
背景と概要

- 埼玉県秩父地域には、パスポートを発給できる県の地域機関がなく、住民は片道1時間程度の県パスポートセンター熊谷支所で申請・受理。
- 秩父地域の1市4町が、条例による事務処理の特例により、埼玉県からパスポート発給事務を移譲され、うち4町が秩父市に委託（H21.4～）。
- 県の地域機関より近隣の秩父市でパスポートを取得できるようになり、住民の利便性が向上。
- 専門性が高く、ノウハウが必要なパスポート発給事務を効率的に実施し、4町の事務負担を軽減。

～平成20年度



平成21年度～



関係自治体

- 権限移譲団体：埼玉県
 - 事務の委託団体：横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
 - 事務の受託団体：秩父市
- ※秩父地域1市4町は秩父市を中心とした定住自立圏を形成（H21.9～）。

委託の方法

- 埼玉県が秩父地域の1市4町と協議し、県から1市4町への権限移譲及び4町から秩父市への事務の委託について合意（H20.10）。
- 県と1市4町で「旅券発給事務の権限移譲に係る担当者会議」を開催し、権限移譲及び事務の委託の進め方、スケジュール、住民への広報の仕方等を協議（H20.10～H21.1）。
- 県による秩父市職員の研修や住民への広報を経て、県から1市4町へ権限を移譲するとともに、秩父市と4町の間で秩父市への事務の委託に関する規約を締結（H21.3）。

条例による事務処理の特例+事務の委託②（保安3法事務）

背景と概要

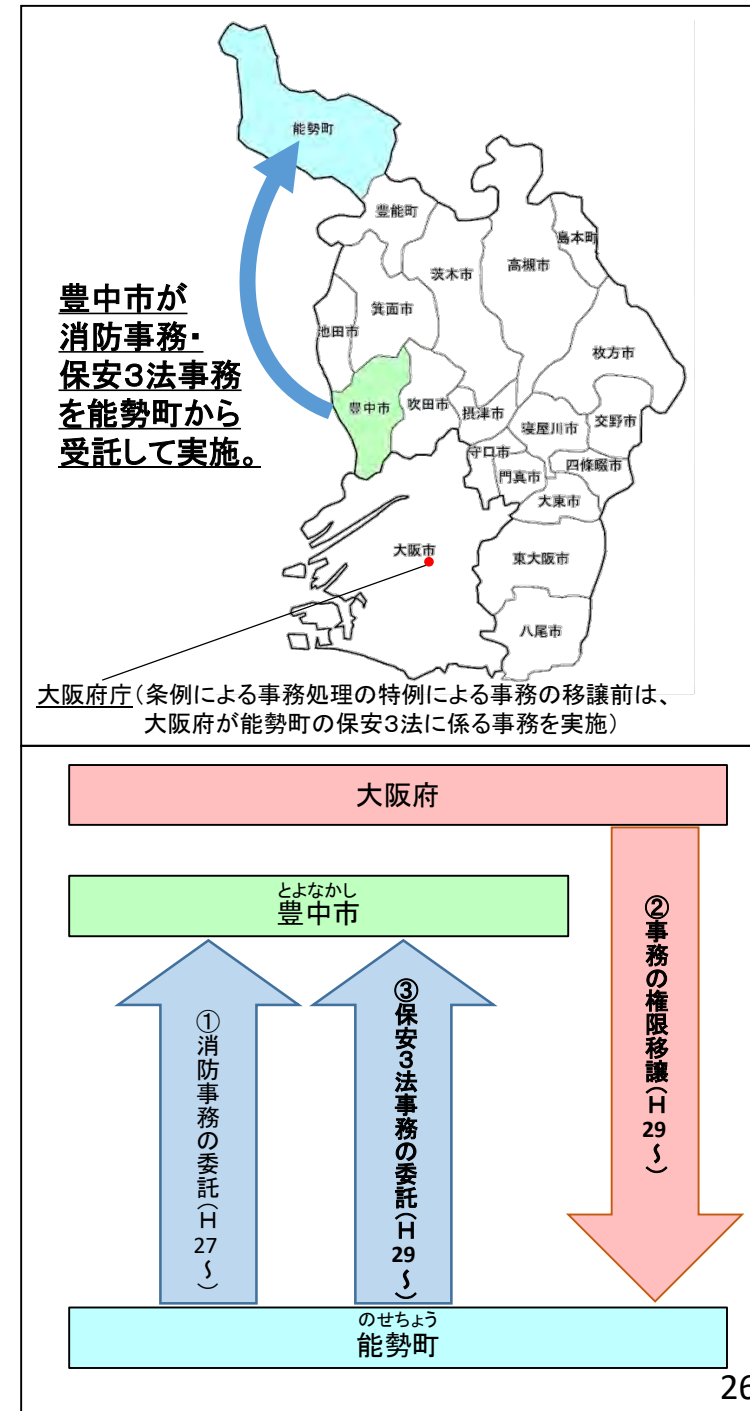
- 能勢町が豊中市（消防局）に消防事務を委託（H27.4～）。
- 能勢町が、条例による事務処理の特例により大阪府から移譲された保安3法（※）に係る事務を豊中市（消防局）に委託（H29.10～）。
 - ※ 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法
- 大阪府庁より近隣の豊中市消防局で事務が処理されるようになり、
 - ・ 各種の許可申請や届出の負担等が軽減され、住民の利便性が向上。
 - ・ 現地での立入調査や、事故が発生した際の初期調査がスムーズになる等、機動的な対応が可能。
- 豊中市では、新たな人員配置をせずに、一体的に事務処理を実施。

関係自治体

- 権限移譲団体：大阪府
- 事務の委託団体：のせちよう能勢町
- 事務の受託団体：とよなかし豊中市

委託の方法

- 消防事務の委託後に2市町間で実施している定期的な協議（※）や大阪府との協議を経て、府から町へ権限移譲した上で、町から市へ委託することについて合意（H29.9）。
 - ※ 消防事務の委託に際して2市町間で締結した規約（H26.10）において、2市町が定期的に協議することが規定されている。
- 「能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する規約」で定める委託事務に保安3法事務を追加し、保安3法事務も含めた委託事務について、2市町間で定期的に協議を実施（H29.10～）。



近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託①（保健所業務）

背景と概要

- 鳥取市は、H22年3月、鳥取県東部4町と定住自立圏を形成（H24.3には、兵庫県新温泉町も参加）。鳥取市の中核市移行（H30.4～）と同時に、連携中枢都市圏へ移行。
- 鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が保健所を設置することとなる。
- 県東部に県・市が別々に保健所を設置すると、
 - 両保健所の混同につながる恐れ
 - 医師や薬剤師などの専門人材、施設や資機材の確保等の重複による行政コストの増大などが想定される。
- 東部4町区域に係る保健所業務を鳥取県から鳥取市に委託し、効率的な行政運営を実現。（H30.4.1～）

関係自治体

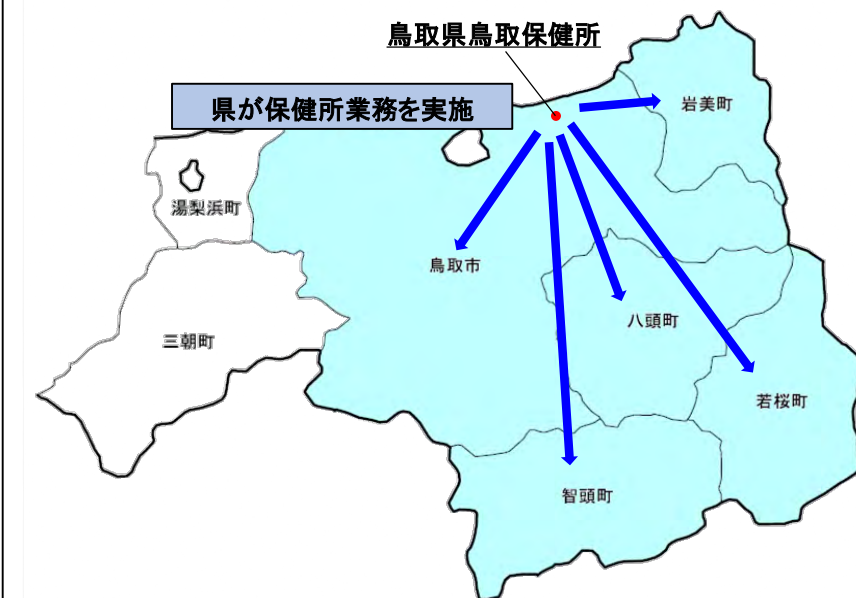
- 委託団体：鳥取県 ○ 受託団体：鳥取市
- 委託事務の対象団体：岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

委託の方法

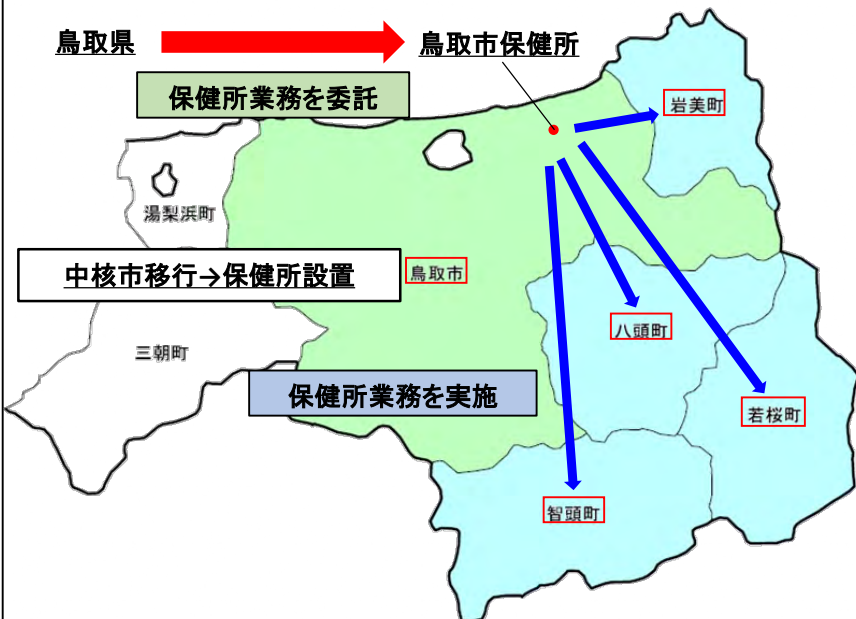
- 県・4町で「鳥取県東部の保健所のあり方検討会」（鳥取市はオブザーバー）を開催（H27.3～H27.7）。保健所業務の委託について、市が保健所業務を引き継ぐとともに、その運用改善や、4町が委託業務の実施状況を確認できる仕組みを設けることなどにより、住民サービスや利便性の向上を図ることとして合意。
- これを受けて、県と市の間で連携協約を締結（H29.12）。委託後においても双方が連携し、専門人材の確保・育成や健康危機管理・災害医療救護対策を行うことなどを取り決め。
- その上で、保健所業務についての事務の委託に関する規約を県と市の間で
27 締結（4町が出席可能な連絡調整会議の開催について規定）（H30.3）。

第32次地方制度調査会
第27回専門小委員会資料
を一部加工

～平成29年度



平成30年度～



近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託①（保健所業務）

鳥取県東部の保健所のあり方検討会（H27.3～H27.7）の概要

鳥取県（地域振興部長）

鳥取市（オブザーバー参加）

協議・検討

協議・検討事項

- ・東部圏域の保健所サービス水準の維持・向上
- ・鳥取県から鳥取市への保健所業務の委託 等

4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町の副町長）

以下の内容を前提として、県から市への委託について合意。

1. 県が実施している住民サービスの水準の維持・向上
（運用改善や緊急時の体制整備等によりサービス水準を向上すべきとの意見）
2. 1を担保する仕組みの構築
 - ・県と市で連携協約を締結
 - ・県と4町が委託事務の実施状況を確認できる仕組みとして、県・市・4町による連絡調整会議を設置

鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約（H29.12）の概要

1. 目的（第1条）

県と市が連携して保健所業務等を処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持・向上、県全域の効率的な行政運営の促進を図る。

2. 役割分担（第3条）

- ・市は、県と連携し、円滑な事務の遂行に努める。
- ・県と市は、連携して住民への情報公開・広報を行う。
- ・県と市は、連携して専門人材の確保及び育成・資質の向上を図る。
- ・市は、計画的に必要な人員の確保に努め、県は、市の求めに応じて必要な人的支援を行う。

3. 協議（第5条）

県と市は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行う。

鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約（H30.3）の概要

1. 委託事務の範囲（第1条）

- ・4町の区域に係る、地方自治法第252条の22第1項の規定により、鳥取市の区域において鳥取市が処理する事務に相当する事務
- ・4町の区域に係る、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定により、鳥取市の区域において鳥取市が処理する事務に相当する事務 等

2. 連絡調整会議（第9条）

- ・知事と市長は、委託事務の管理及び執行に関し、必要に応じて、連絡及び調整を行うための会議を開催する。
- ・知事及び市長は、会議に4町の町長の出席を求めることができる。

県・市・4町による連絡調整会議（H30.4～）

首長会議

- 知事・市長・4町長（4町はオブザーバー）
- 東部圏域の保健所業務等に係る政策的課題について協議
※平成30年4月に開催

幹事会

- 県の統轄監・副市長・4町の副町長 等
- 保健所業務等の管理執行等に係る実務レベルの総合調整
※平成30年5月、11月、令和元年11月に開催

福祉保健部会

生活環境部会

- 県・市の部長・4町の関係職員 等
- 個別課題の整理検討、個別事案の調整 等

＜幹事会の主な議題＞

- ・市保健所における事務の執行状況、事業計画
- ・市保健所設置に伴う災害時の医療救護体制
- ・市保健所への移行によるメリット（運用改善による利便性向上等）
- ・部会の取組状況 等

その他の県・市・4町による担当者会議等

連絡調整会議の他にも、県・市・4町において、「健康増進事業担当者会議」を開催し、特定検診の受診勧奨やがんに関する統計処理等について意見交換を実施するなど、個別課題に県・市保健所・4町担当者が連携して対応。

近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託②（生活保護業務）

第32次地方制度調査会
第27回専門小委員会資料
を一部加工

背景と概要

○市町村合併の進展により、山口県北部で山口県が実施する生活保護業務の対象区域が阿武町のみとなった。

○山口県中部社会福祉事務所から遠隔地である阿武町の生活保護業務について、山口県から、阿武町に隣接する萩市に委託。（H17.10.1～）

○住民サービスの向上、県・市トータルでの行政の効率化を実現。

住民サービスの向上

- ・身寄りのない要保護者の入院等の緊急時に迅速な対応が可能。
- ・日常の生活支援、就労支援等の自立支援について、ハローワーク等の関係機関とのきめ細やかな調整が可能。

県・市トータルでの行政の効率化

- ・山口県：北部と中部の社会福祉事務所を統合。

※現在は、県では東部社会福祉事務所のみを設置。

- ・萩市：新たな人員配置をせずに対応可能。

関係自治体

○委託団体：山口県 ○受託団体：萩市 ○委託事務の対象団体：阿武町

※萩市と阿武町は、萩市を中心とした定住自立圏を形成（H24.3～）。

委託の方法

○山口県と萩市の間で「生活保護業務の委託に関する協定書」を締結し、萩市に対して事務を委託。

○協定の締結に向けた協議の過程において阿武町とも協議し、合意。

～平成17年2月（萩市合併以前）



平成17年3月～平成17年9月（萩市合併後）

※合併に伴い、長北社会福祉事務所を中部に統合



平成17年10月～（山口県から萩市への委託後）



近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託③（保健所業務）

背景と概要

- 住民の利便性を維持するため、平成29年度から、
 - 地域保健法施行令の規定により、茅ヶ崎市が保健所を設置・運営。
 - 茅ヶ崎市が神奈川県から、隣接する寒川町に係る保健所業務を受託。

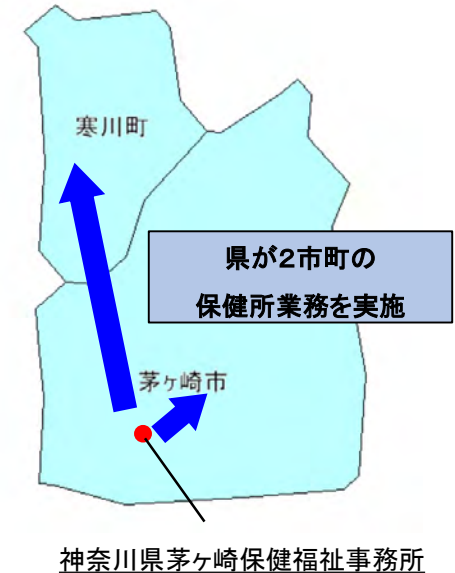
関係自治体

- 委託団体：神奈川県 ○ 受託団体：茅ヶ崎市^{ちがさきし}
- 委託事務の対象団体：寒川町^{さむかわまち}

委託の方法

- 県と市において、「保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議」を開催し、保健所政令市移行基本計画の策定に係る調整、保健所政令市への移行準備に係る連絡調整を実施（H26.4～）。
- 調整の過程において、県から町に対し、市の保健所政令市への移行と同時に、町の区域に係る保健所業務を県から市に委託することについての意見を照会。町は、十分な情報提供や協議、調整を図るとともに、町民に提供されるサービスや利便性の低下を招かないよう配慮することを要望（H27.10）。
- 県と市で、県が所管する町の区域に係る保健所業務を、市の保健所政令市移行時期に県から市に委託することなどを定める「茅ヶ崎市の保健所政令市移行に関する覚書」を締結（H27.12）。
- 「神奈川県と茅ヶ崎市との間における寒川町の区域に係る保健所業務の事務の委託に関する規約」に基づき、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、「神奈川県と茅ヶ崎市との間における寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務の委託に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議」を開催（H29.6～）。寒川町は必要に応じて出席。

～平成28年度



平成29年度～

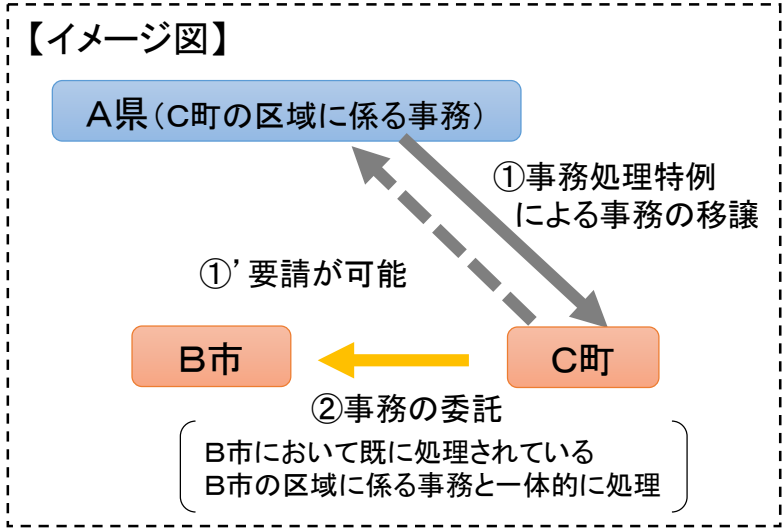


条例による事務処理の特例+事務の委託（法的スキームの特徴と課題）

- 都道府県（A県）から条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）により市町村（C町）に事務を移譲。その上で、当該市町村（C町）が、事務処理能力を有する市（B市）に事務を委託（地方自治法第252条の14）。
- C町の区域に係るA県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）において、C町が、A県から権限移譲を受ける主体及びB市に対して事務の委託を行う主体として介在。
- ただし、実際には、A県からC町への事務の再配分の判断に際しては、C町から事務処理能力を有するB市へ事務の委託が行われることが前提とされており、C町における事務処理は想定されていない。
- 何らかの要因により、B市とC町の間で事務処理に係る紛争が生じ、事務の委託が行われないこととなった場合、条例上は、C町において事務処理を行うことになり、事務の執行に支障が生じるおそれ。
- なお、条例による事務処理の特例による都道府県（A県）からの事務の再配分については、市町村側（C町）もイニシアティブを発揮する法律上の仕組みが設けられている。

概要

- ✓ 条例による事務処理の特例は、A県の条例により、A県の事務をC町に再配分するものであり、C町との協議は必要（地方自治法第252条の17の2第2項）だが、意思の合致までは不要。
- ✓ C町は、議会の議決を経て、A県に事務の再配分を要請することが可能。要請があったときにはA県はC町と速やかに協議する義務（地方自治法第252条の17の2第3項及び第4項）。
- ✓ 事務の委託は、C町の手続きをB市に委託するもの。B市とC町が協議により規約を定める必要があり、意思の合致（双方の議会の議決を要する）が必要（地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項）。



区分	保安3法等の事務(※1)	パスポート発給事務	その他(※2)	合計
件数	58	48	3	109

（出典）総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」

※1 「保安3法等の事務」は、火薬類取締法等の規定に基づく事務。
※2 「その他」は、屋外広告物の許可事務及び措置命令等の事務、水質汚濁防止法に係る規制事務、エコファーマーの認定、獣医師の届出受理、動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置 等

近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託（法的スキームの特徴と課題）

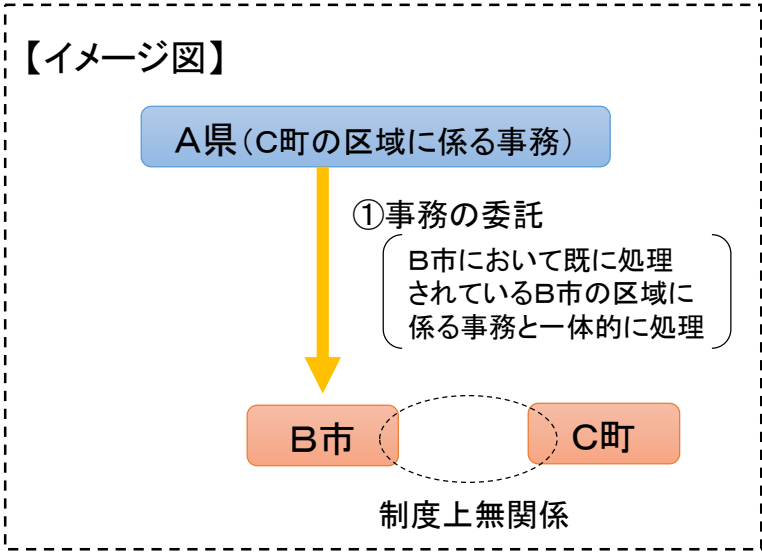
- 都道府県（A県）から事務処理能力を有する市（B市）に、直接、近隣市町村（C町）の区域に係る都道府県事務を委託（地方自治法第252条の14）。
- C町の区域に係るA県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）において、C町は、制度上無関係。
- ただし、実際には、いずれの事例でも、A県からB市への事務の委託の判断に際しては、あらかじめC町との間で合意形成がされており、また、B市における事務処理に関し、C町の意見反映の仕組みが設けられている事例もある。
- なお、事務の委託による都道府県（A県）からの事務の再配分については、市町村側（B市、C町）がイニシアティブを発揮する法律上の仕組みは設けられておらず、事実上の働きかけができるにとどまる。

概要

✓ A県とB市が協議により規約を定める必要があり、双方の議会の議決を経なければならない（地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項）。

区分	保健所業務	生活保護業務	合計
件数	2 (鳥取県⇒鳥取市) (神奈川県⇒茅ヶ崎市)	1 (山口県⇒萩市)	3

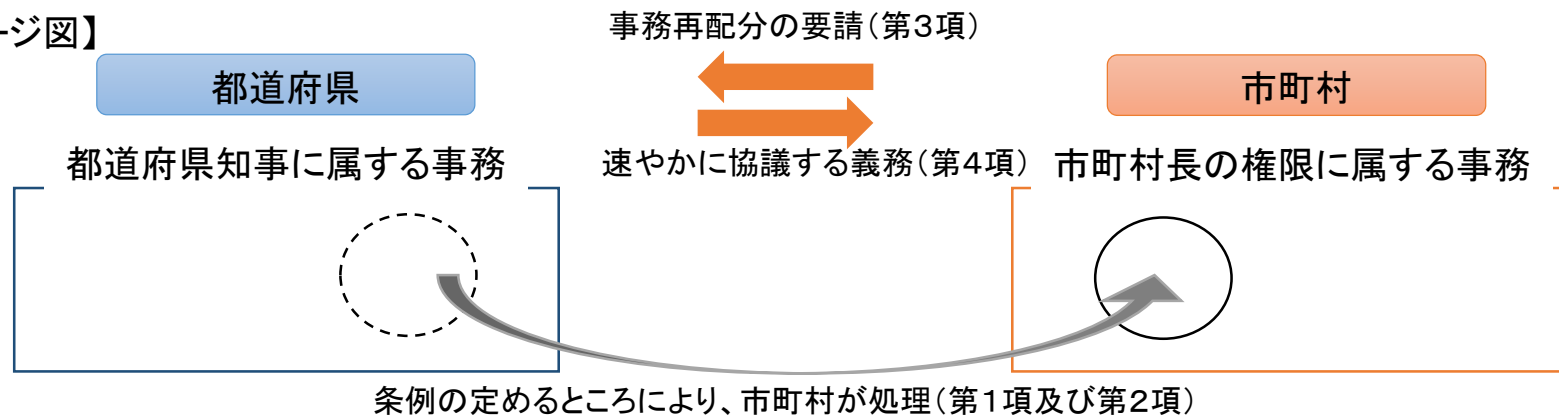
（出典）総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」



条例による事務処理の特例制度と市町村からの要請の趣旨

- 条例による事務処理の特例(地方自治法第252条の17の2)は、都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることとするもの。
- 住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担任することができるよう、法令による事務配分の制度と併せて、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じ地域において事務配分を定めることを可能とする制度として、平成11年の地方分権一括法による地方自治法の改正により創設された(同条第1項及び第2項)。
 - ※ 地方分権一括法による改正前においては、機関委任の制度により、都道府県知事から市町村長への事務の委任という形式で、市町村の意思に関係なく、知事の判断により市町村長に対し一方的に事務処理を行わせることが可能とされていた。
- 条例による事務処理の特例による市町村への事務の再配分の(事実上の)要請は、市町村から都道府県に対して、従来から行われていたと考えられるが、第27次地方制度調査会答申(平成15年11月)を踏まえ、市町村側から都道府県に積極的に求めていくことができるよう、平成16年に地方自治法が改正され、市町村は議会の議決を経て、都道府県に対し事務の再配分を法律の規定に基づき要請することができるものとされ(同条第3項)、当該要請を受けた都道府県は、速やかに協議する義務を負うものとする規定(同条第4項)が追加された。

【イメージ図】



「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(第27次地方制度調査会)(H15.11)(抄)

「大都市をはじめとした市町村に共通の課題として、都道府県においては、条例による事務処理の特例の活用等により、基礎自治体の規模・能力に応じて権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を自立的に処理することができるようにしていくべきである。条例による事務処理の特例は、都道府県の判断により都道府県の実務権限を基礎自治体に配分することを可能とする制度であるが、現行制度では基礎自治体の方から事務権限の移譲を求めることができないことから、基礎自治体が自らの判断により事務権限の移譲を都道府県に積極的に求めていくことができることとする必要がある。すなわち、都道府県知事の権限に属する事務の一部を処理することを求める基礎自治体は、都道府県に対し、事務処理の特例に係る条例の制定等を要請する旨の申出をすることができることとし、都道府県知事は、この申出を受けたときは、遅滞なくその申出を行った基礎自治体の長と協議しなければならない仕組みを導入することが適当である。

市町村連携による都道府県からの権限移譲についての論点（案）

- 都道府県（A県）から、定住自立圏・連携中枢都市圏の中心市等、事務処理能力を有する市町村（B市）には事務が移譲されているが、近隣市町村（C町）に移譲されていない場合においてC町の区域に係るA県の当該事務をあわせて、B市において処理することとする場合、二つの法的スキームがあるが、それぞれ以下のような特徴、課題がある。

- ① A県から条例による事務処理の特例により事務を移譲されたC町が、事務処理能力を有するB市に、当該事務を委託する手法については、C町が、A県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）に介在。

ただし、実際には、C町において事務処理を行うことは想定されておらず、何らかの要因により、B市とC町の間で事務処理に係る紛争が生じ、事務の委託が行われないこととなった場合、条例上は、C町において事務処理を行うことになり、事務の執行に支障が生じるおそれ。つまり、事務の処理の安定性が、法律上の事務処理の責任や、実際の事務処理の責任を負わないC町の影響を受けることになる。

- ② これに対して、A県が事務処理能力を有するB市に、直接、C町の区域に係る事務に委託する手法については、C町の区域に係るA県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）において、C町は、制度上無関係。このため、事務処理の安定性はC町の影響を受けない。

ただし、実際には、A県からB市への事務の委託の判断に際しては、あらかじめC町との間で合意形成がされており、また、B市における事務処理に関し、C町の意見反映の仕組みが設けられている事例もある。

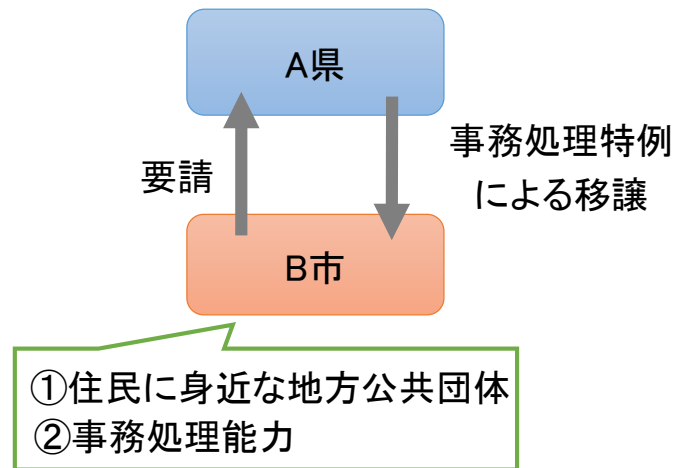
市町村連携による都道府県からの権限移譲についての論点（案）

- これら二つの手法を、市町村側がイニシアティブを発揮できるかどうか、という視点で見ると、①については、条例による事務処理の特例による事務の再配分を受けるC町からA県に対して要請を行う法的仕組みが設けられており、要請があったときに都道府県は速やかに協議しなければならない義務。これは、市町村自らの判断により権限移譲を都道府県に積極的に求めていくことができるようにするという趣旨であるが、そもそも「住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担任することができるよう」にするという考え方が背景。
- 他方、②については、事務の委託による事務の再配分を受けるB市や、当該区域における基礎的な自治体であるC町からA県に対して事実上の要請を行うことは考えられるが、B市からA県に対して要請を行う法的仕組みは設けられていない。また、そもそもC町はこの法的スキームに何ら介在しない。
- ここで、②についても、実際の事例では、A県とB市の間だけでなく、C町も含めた合意が形成されていることを踏まえ、A県が事務処理能力を有するB市に、直接、C町の区域に係る事務に委託する手法についても、C町を関与させる法的仕組みが考えられないか。
すなわち、C町が関与する一定の場合に、「住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担任することができるよう」にするという考え方を援用して、B市がA県に対して要請を行うことを可能にする法的仕組みを設けることが考えられないか。

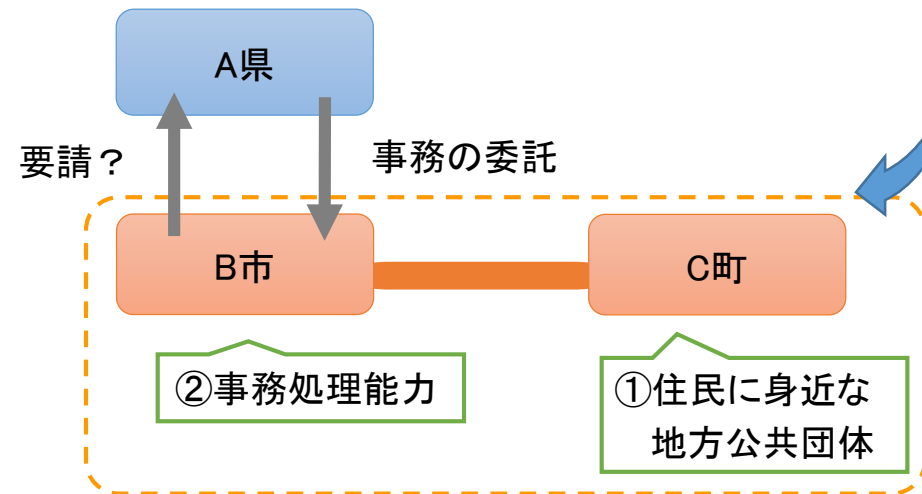
市町村連携による都道府県からの権限移譲についての論点（案）

- 具体的には、以下のような場合が考えられるのではないかと。
 - ① B市とC町の合意。B市において事務処理をする場合におけるC町との意見反映の方法等についての取り決め。
 - ② B市が、C町の区域における行政サービスの提供について一定の役割を担う、安定的な関係の存在。

条例による事務処理の特例



事務の委託



- 定住自立圏・連携中枢都市圏において、中心市は、圏域として必要な生活機能の確保等について中心的な役割を担う。中心市は、この旨を宣言し、近隣市町村と協定（連携中枢都市圏の場合には連携協約）を締結した上で、中長期的な将来像、具体的な取組等を記載する圏域ビジョンを策定。
このような関係の存在を前提として、中心市と圏域内の市町村が合意している場合には、条例による事務処理の特例の場合と同様、都道府県に対して要請を行う法的仕組みを設けることが考えられるか。

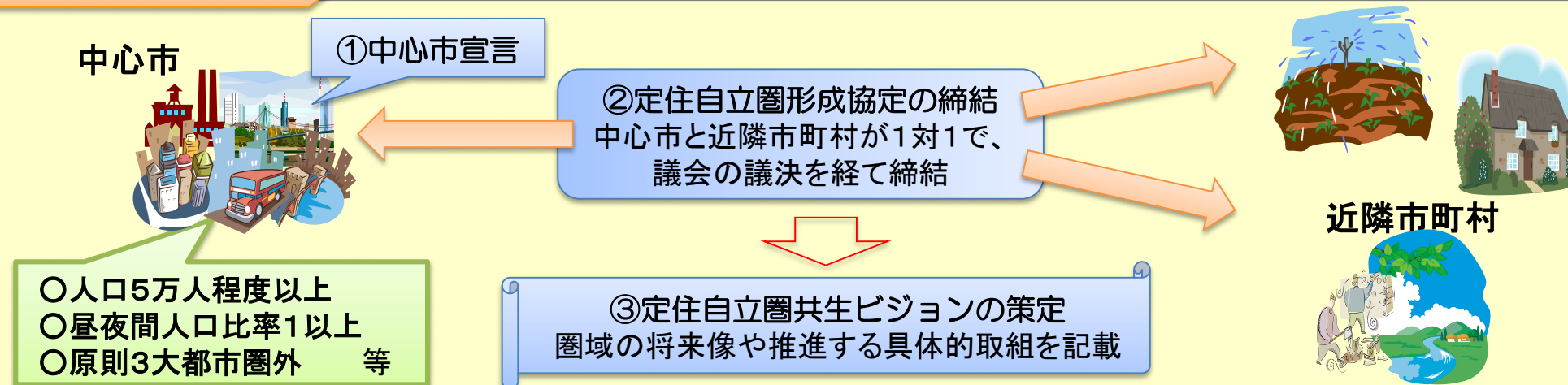
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



マネジメントの仕組み

- 中心市が、近隣市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、近隣市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思等を表明(中心市宣言)。
- 定住自立圏の将来像、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組等を記載する「定住自立圏共生ビジョン」は、中心市が策定。策定に当たっては、民間や地域の関係者を構成員とする「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経て、各近隣市町村と個々に関連する部分について協議を実施。また、ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標(KPI)を設定し、進捗管理。
- 中心市は、「定住自立圏共生ビジョン」に関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設け、定期的に協議。

広域連携について

三大都市圏における市町村間の広域連携

最近の地方制度調査会答申における言及（三大都市圏における市町村間の広域連携）

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(第30次地方制度調査会)(H25.6)(抄)

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

2 三大都市圏・地方圏の課題

(1) 三大都市圏の抱える課題

(略)

三大都市圏には、規模・能力が一定以上あるが面積が狭い都市が圏域内に数多く存在する。効率的・効果的な行政体制を構築し、今後の急速な高齢化や社会資本の老朽化に対応するためには、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要である。

さらに、通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

3 具体的な方策

(3) 三大都市圏の市町村

市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。

三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。

(略) 三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

「人口減少社会に的確に対応するため地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会)(H28.3)(抄)

第2 行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制

1 広域連携等による行政サービスの提供

(2) 三大都市圏

② 市町村間の広域連携

人口減少社会に的確に対応するためには、三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に行うことが求められる。

三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい。三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきである。

三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。

広域連携は自律的に調整されていくことが基本であるが、現状においては、三大都市圏において水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとは言いがたい。

公共施設等総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあり方等の議論をきっかけに、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携を進めることが有用である。

人口減少がもたらす影響は三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することから、三大都市圏の都道府県は、市町村に對し的確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべきである。

「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」

これまで単独で処理してきた事務について、ある分野では近隣市町村に係るものを処理するが、別の分野では近隣市町村が処理することを、近隣の市町村と役割分担することで、適切に行政サービスを提供する取組み

【今後、検討が求められるパターン】

（事例①）

A市・B市単独で様々な施設の建設を行うのではなく、
A市は〇〇分野の施設を建設するが△△分野の施設は建設せず、
B市は△△分野の施設を建設するが〇〇分野の施設を建設しないこととし、
それぞれの施設をA市・B市の住民が利用できるようにすることで、地域内の施設の重複を避け、住民により高度な行政サービスの提供を図る

（事例②）

A市・B市単独で様々な事務を処理するのではなく、
A市はB市の住民も対象に〇〇分野の事務を処理するがA市の住民を対象とする△△分野の事務は処理せず、
B市はA市の住民も対象に△△分野の事務を処理するがB市の住民を対象とする〇〇分野の事務は処理しないことで、
事務処理の重複を避け、住民により高度な行政サービスの提供を図る

【現在、取組みが多く見られるパターン】

（事例③）A市・B市は、ともに、〇〇分野の施設を建設するが、相互の住民が利用できるようにする。

（事例④）A市は、〇〇分野の事務について、現行の事務の委託制度により、B市の事務を処理する。

（事例⑤）一部事務組合や広域連合により共同処理する。

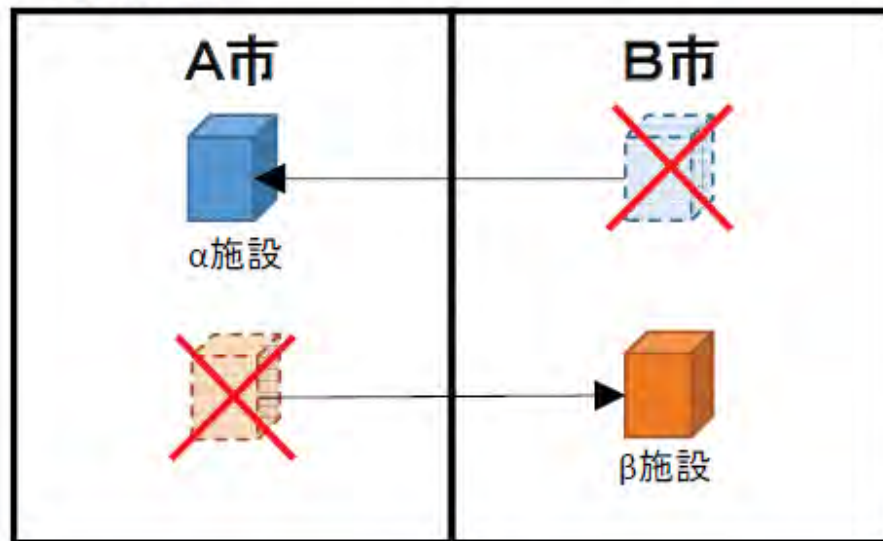
（平成26年12月総務省自治行政局行政課「三大都市圏における新たな広域連携に関するアンケート」の調査要領の内容をもとに作成）

市町村間の水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担②

第31次地方制度調査会
第17回専門小委員会参考資料

【今後、検討が求められるパターン】

(事例①)

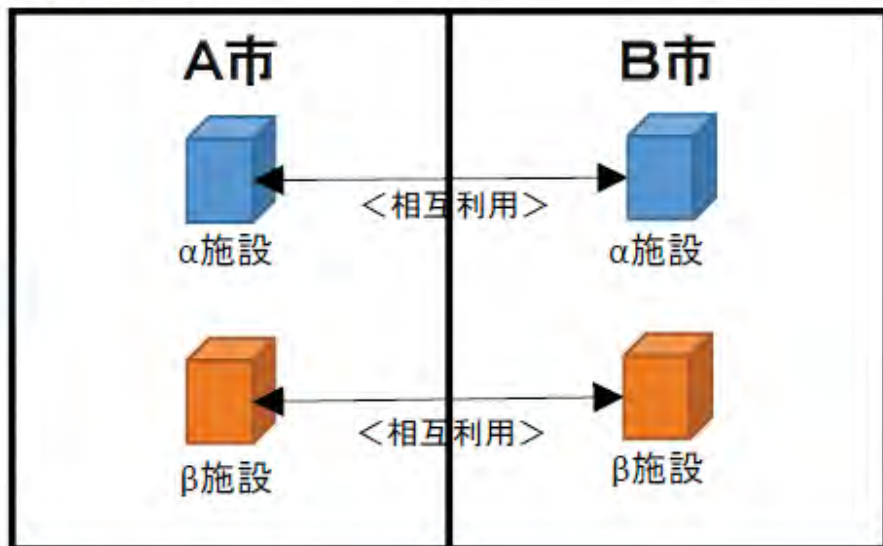


(事例②)

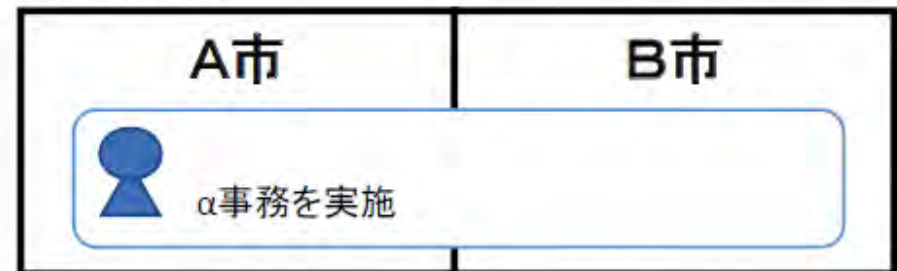


【現在、取組みが多く見られるパターン】

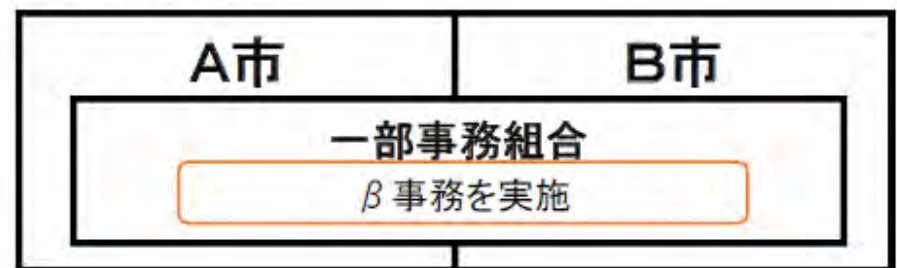
(事例③)



(事例④)



(事例⑤)



三大都市圏内の市町村の状況

第32次地方制度調査会
第21回専門小委員会資料
を一部加工

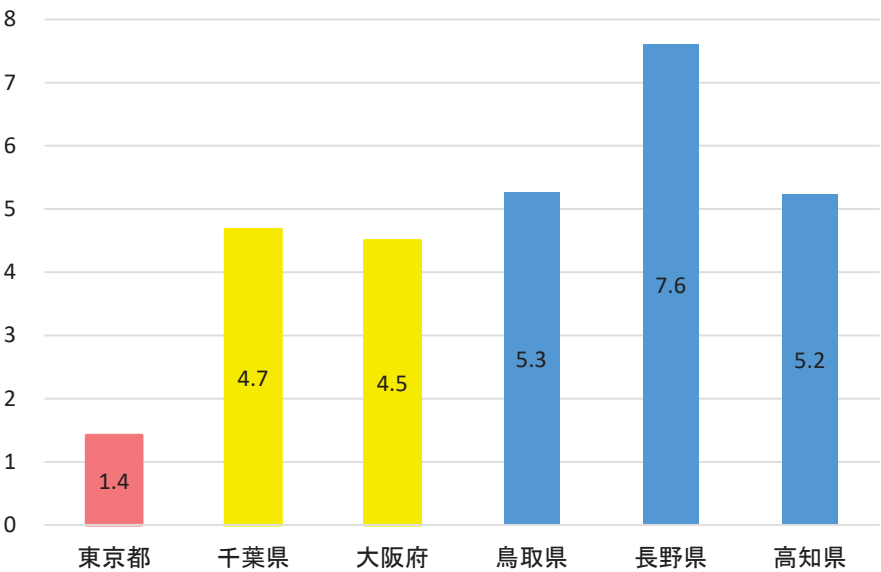
- 三大都市圏では、特に東京都や大阪府をはじめとして、市町村合併は進展せず。
- 三大都市圏内の市町村で、連携協約を締結しているのは、大阪府と大阪市（港湾及び海岸の管理に係る連携協約）、兵庫県姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏内の市町村のみ。
- 例えば、三大都市圏の内外で厚生福祉分野における事務の共同処理の状況を比較すると、1団体当たりの共同処理の事務の数は、三大都市圏内の方が少ない傾向にあり、東京都は特に少なくなっている。

＜市町村合併の状況＞

	H11.3.31の市町村数	H31.4.1の市町村数	減少率
三大都市圏	731	463	36.7%
うち東京都	40	39	2.5%
うち愛知県	88	54	38.6%
うち大阪府	44	43	2.3%
三大都市圏以外	2,501	1,255	49.8%
合計	3,232	1,718	46.8%

＜厚生福祉分野における事務の共同処理の状況＞

1団体当たりの厚生福祉分野の共同処理事務の数（平均）



＜連携協約の締結状況＞

（件数）

三大都市圏	16(1)※1
三大都市圏以外	303(78)
合計	319(79)※2

※1 うち15件は、兵庫県姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の件数

※2 ()内の数値は、全体の件数から連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を除いた件数

（出典）総務省「平成30年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ」をもとに事務局作成

（参考）厚生福祉分野の共同処理実施市町村数
と1団体当たりの共同処理事務の数

	三大都市圏			三大都市圏外		
	東京都	千葉県	大阪府	鳥取県	長野県	高知県
市町村数（※）（A）	24	34	42	19	77	34
共同処理事務の数（B）	34	159	189	100	586	178
1団体当たりの共同処理事務の数（B/A）	1.4	4.7	4.5	5.3	7.6	5.2

（※）三大都市圏については、指定都市・特別区への通勤・通学割合が10%以上の市町村
（出典）総務省「平成30年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ」をもとに事務局作成

第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での意見

- 人口規模や経済規模が同等程度の市町村が並び立つ三大都市圏において、どのように広域連携を進めていく必要があるのか、制度や、制度的な枠組みまでいかにしても、何らか考えていかなければならないのではないか。
- 三大都市圏には、人口は多いものの面積は小さい自治体が多く存在。中規模で、富裕な自治体であっても、人口減少の影響は避けられない。三大都市圏は、広域連携の動きがあまり出てきていないが、将来のデータは厳しい。執行面での自立性は確保できたとしても、計画作成面で効率的な計画を作る必要性は増してくるのではないか。何らかの圏域的なものを考える必要はあるのではないか。
- 三大都市圏では、一般市が並び立ち、連携が進んでいないということかと思うが、例えば、保健所はA市、児童相談所はB市、といった形で取り組むことを1つの突破口として連携を進められるようになるとよいのではないか。

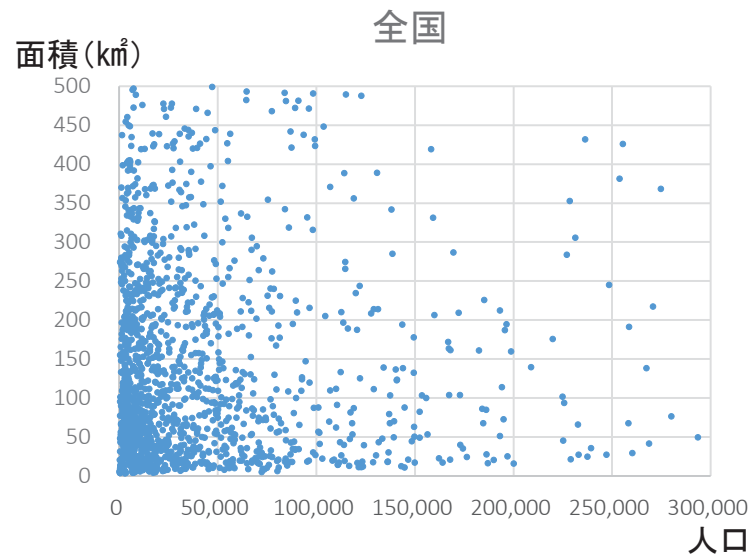
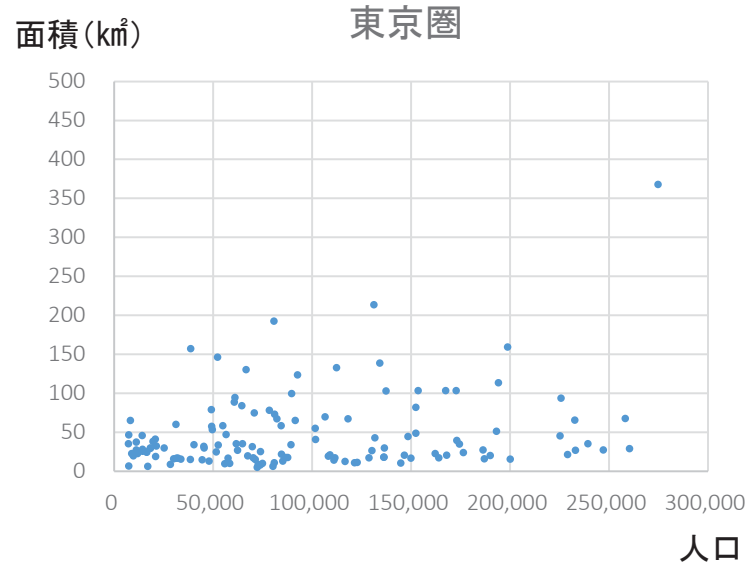
市町村の面積と人口の分布（東京圏・全国）

- 東京圏には市街地が連担し交通網が発達した地域に、一定の人口を有する小規模面積の団体が数多く存在。地方圏と異なり、中心的な都市への人の流れは見られないが、自治体間の距離が近く、連携の効果が発揮しやすい地域構造となっている。

多摩地域等
(31市町村)

長野地域連携中枢都市圏
(9市町村)

※  は、東京23区を除いた市町村に対する通勤・通学割合が10%以上の場合に表記。



同程度の面積

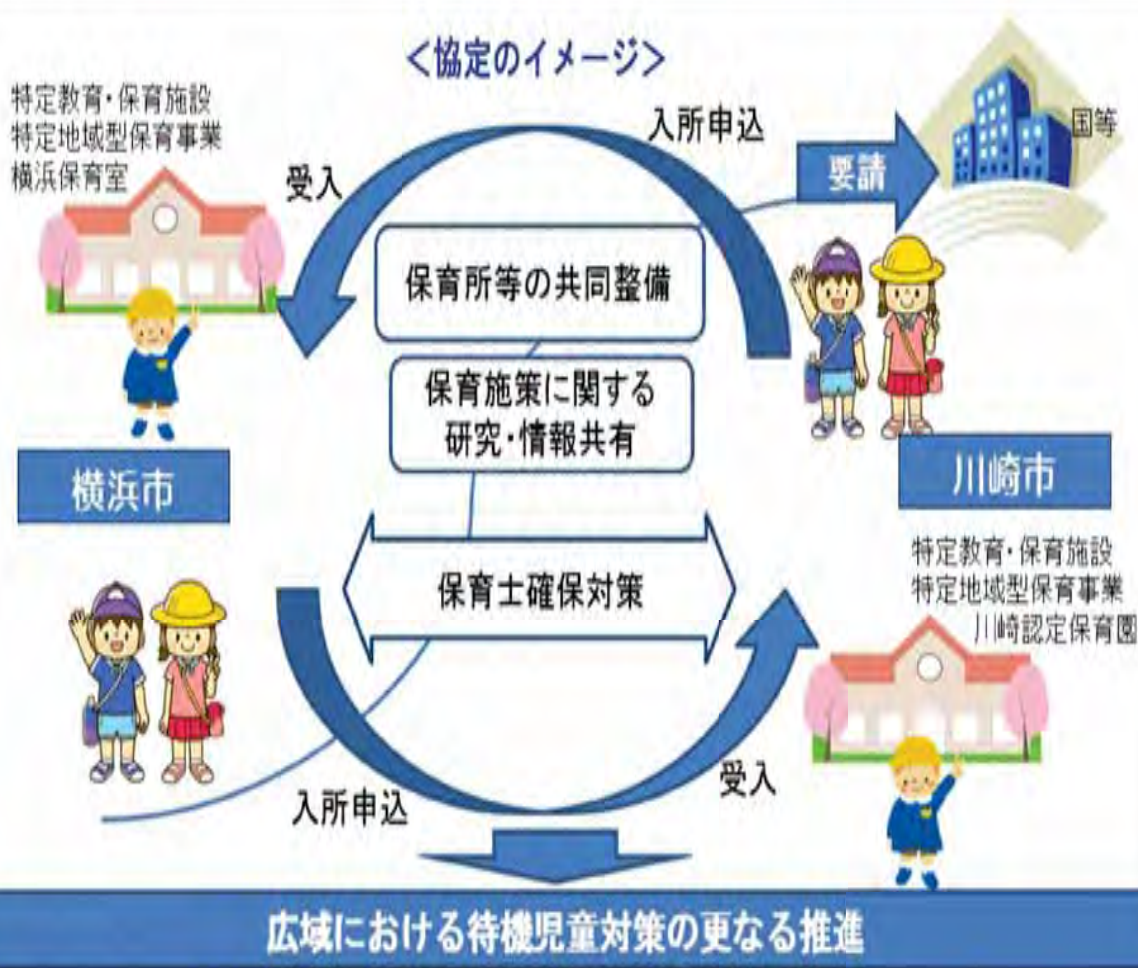
※人口は、多摩地域等は、4,084,371人、
長野地域連携中枢都市圏は、543,424人。

※人口30万人以上の団体及び面積500km²以上の団体は割愛。

(出典)総務省統計局「平成27年国勢調査」より事務局作成

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例①（市境周辺）

- 横浜市と川崎市は、「待機児童対策に関する連携協定」を締結（H26.10）。
- 市境周辺における保育需要を双方に補完し合える土地に保育所を共同整備し、市境周辺の保育受入れ枠を確保。
- 横浜市民による川崎認定保育園の利用、川崎市民による横浜保育室の利用をしやすい環境を整備するため、互いに施設に対する運営費助成や保育料負担の軽減を実施するとともに、相互の施設の利用を案内。
- 保育士養成施設校の学生向けの就職セミナーなど、保育士確保対策に関する取組を共同実施。



三大都市圏における市町村間の広域連携の事例②（鉄道沿線①）

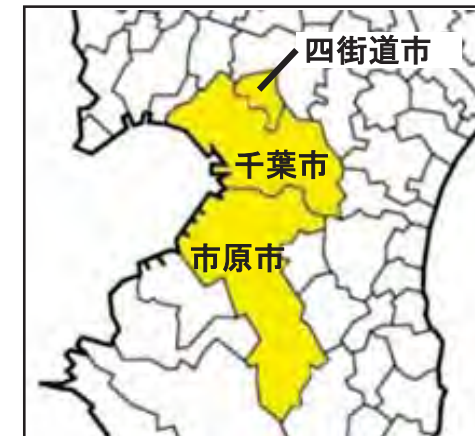
第32次地方制度調査会
第21回専門小委員会資料を加工

- 千葉市では、千葉市への通勤・通学者の多い市原市及び四街道市と連携して子育て環境の充実を図るため、市境やターミナル駅近辺など、施設の相互利用のニーズが高い地域において、保育所等の共同整備を行うとともに、施設の相互利用や子育て支援関連情報の共有・共同発信等を実施。

(※)総務省「新たな広域連携促進事業」を活用

★ 保育所等の共同整備・管外保育・事業所内保育事業の推進

- 市境・ターミナル駅近辺など、相互利用のニーズが高い地域において保育所等の共同整備を行う。
- 3市間で実施している管外保育の要件を緩和するなど、相互利用をさらに推進する。
- 事業所が特に多くある千葉市において事業所内保育所の整備に係る補助制度を新設し、3市全体で待機児童の解消を目指す。



★ 地域子育て支援拠点・一時預かりの相互利用

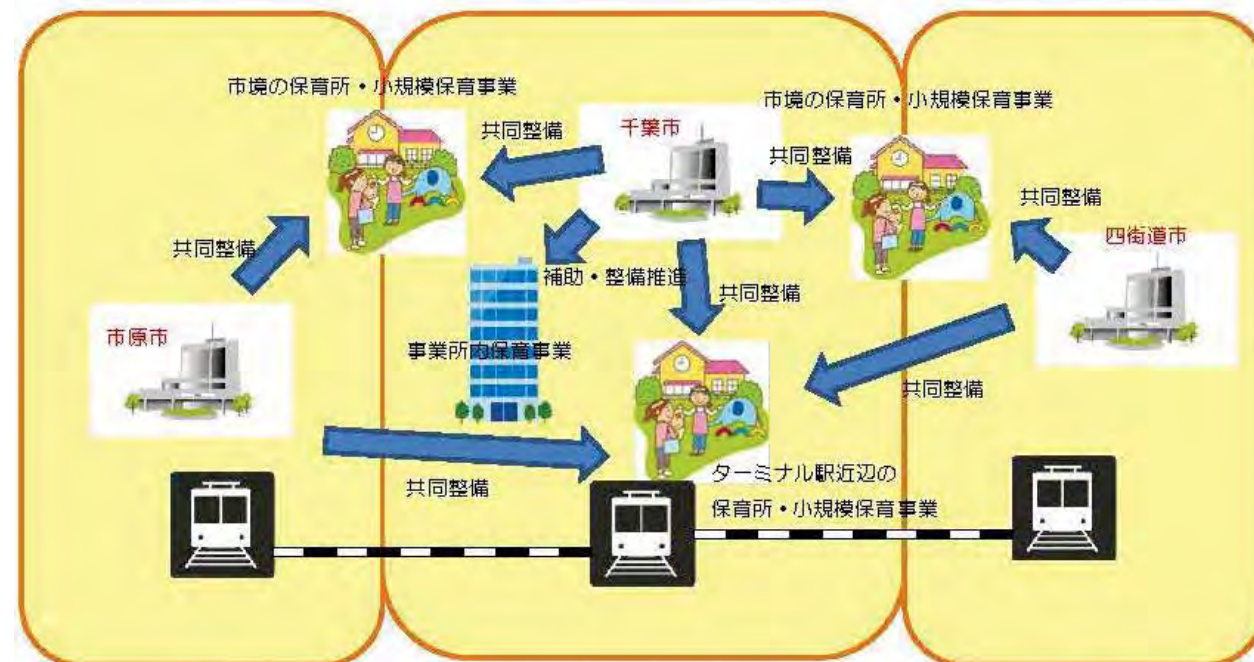
- 小学校就学前の児童とその保護者が交流する場である地域子育て支援拠点や一時預かり事業の相互利用の実施体制を整備する。

★ 連携事業の情報発信

- 3市が利用者向けに発信している子育て支援関連情報を共有・発信する。
- 相互利用が可能な施設の情報を利用者に提供。



千葉市で発行しているイクメンハンドブック



三大都市圏における市町村間の広域連携の事例③（鉄道沿線②）

- 国分寺市は、隣接する国立市（H13.9～）、府中市（H15.2～）、小平市（H25.11～）、立川市（H27.6～）と図書館の相互利用を実施。
- また、国分寺市と国立市は、「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」を共同で設置。同プラザには、両市の市民窓口があり、住民票や印鑑証明書等の発行、図書館書籍の貸出・返却等が可能となっているほか、両市民が利用可能なオープンスペースや会議室も配置。



(出典) 国分寺市資料をもとに事務局作成

国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ



オープンスペース



国立市窓口



国分寺市窓口

＜参考＞国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザに係る費用負担について

- ① 建設費：施設の専有面積の割合を基に、国分寺市が3分の1、国立市が3分の2を負担
- ② 維持管理費：施設の利用面積の割合を基に、国分寺市が100分の45、国立市が100分の55を負担

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例④ (権限移譲された事務の処理についての相互補完的な役割分担)

- 大阪府池田市、箕面市、豊能町、能勢町では、大阪府から権限移譲された事務の共同処理を目的に、機関等を共同設置。
- 福祉部門、生活安全部門については箕面市が幹事市となり、箕面市職員が事務に従事。公害規制部門、まちづくり部門については池田市が幹事となり、池田市職員が事務に従事。それぞれ、自団体の事務を処理しつつ、広域事務についての申請・届出があった場合には合わせて処理。



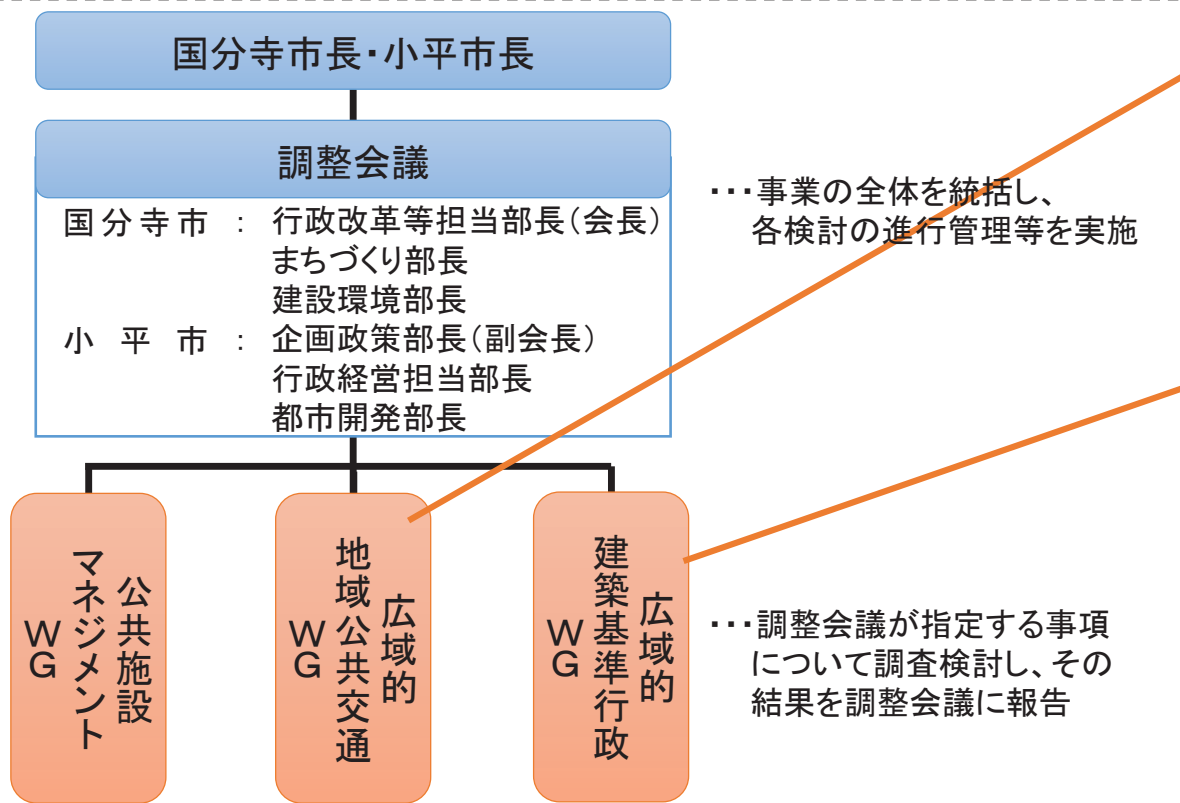
(出典)池田市HP、箕面市HP

- ✓ 大阪府池田市、箕面市、豊能町、能勢町は、平成23年10月に共同処理センターを設置し、現在は12課で大阪府から権限移譲を受けた56事務を共同処理している。
- ✓ 共同設置される課の職員については、2市2町の市町村の首長協議により候補者を選定し、幹事市長(池田市または箕面市)が選任。

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑤（協議組織の設置①）

- 東京都の国分寺市と小平市は、職員の人事交流（平成25年度～）、図書館の相互利用（平成25年11月～）、体育施設の相互利用（平成26年4月～）を実施。
- また、「国分寺市・小平市広域連携の推進に係る調整会議」を設置し、区域を越えて各種事業を処理することや連携することについて、共同で調査検討（平成27年8月～）。

（※）総務省「新たな広域連携促進事業」を活用



★ 広域的地域公共交通ネットワークの構築

- 交通空白地域の解消や、市域を越えた移動需要に対する利便性の向上を目的として、広域的視点からコミュニティバス等の地域公共交通網のあり方、効率的な事業運営のあり方について検討。

★ 建築基準行政の共同実施

- 既に建築基準行政を実施している国分寺市と、今後、東京都からの建築基準行政の移管を検討している小平市で、建築基準行政の運営に関する課題を共有し、建築基準行政の共同実施を事務の仕分け等を行い検討。
- 共同実施により、職員配置の柔軟性・専門性の向上や、両市一体と良好な市街地環境の維持・向上の実現の可能性を検討。

★ 体育施設の相互利用

国分寺市	小平市
①市民スポーツセンター ②市民ひかりスポーツセンター ③けやき運動場 （人工芝→雨天使用可）	①小平市民総合体育館 ②中央公園グラウンド （夜間照明） ③小川西グラウンド （夜間照明）

- 国分寺市にはナイター設備のグラウンドがなく、小平市には人工芝のグラウンドがない。
- 公共施設マネジメントWGにおいて、相互利用の対象施設の拡大に向けた検討を行った結果、国分寺市が運動場を人工芝化することに伴い、小平市のナイター設備のあるグラウンドを相互利用の対象化。
- 両市民、同じ料金で利用可（予約順については、市民→相互利用市民→市外団体の順）。

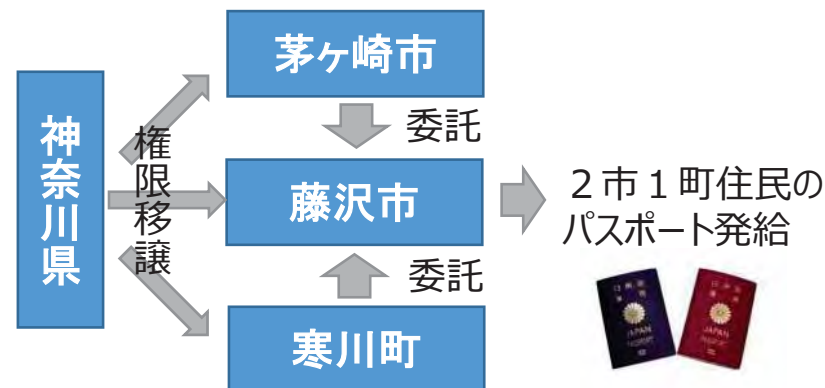
三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑥（協議組織の設置②）

- 神奈川県は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、地方自治法に基づかない任意の協議会として、「湘南広域都市行政協議会」を設立（昭和37年）。協議会の運営基盤の強化を図るため、地方自治法に基づく法定協議会に改組（平成22年）。
- 7つの専門部会において、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を実施。必要に応じて、交通事業者等の民間事業者との協議、地域の経済団体や大学と連携した取組を実施するなど、行政以外の主体が協力。
- 協議会の活動として、これまで、図書館の広域利用、広域文化活動等をしているほか、協議会における調整を経て、3市町で「湘南パスポートセンター」を開設し、神奈川県から権限移譲を受けたパスポート発給事務を共同処理。



★ パスポート発給事務の共同処理

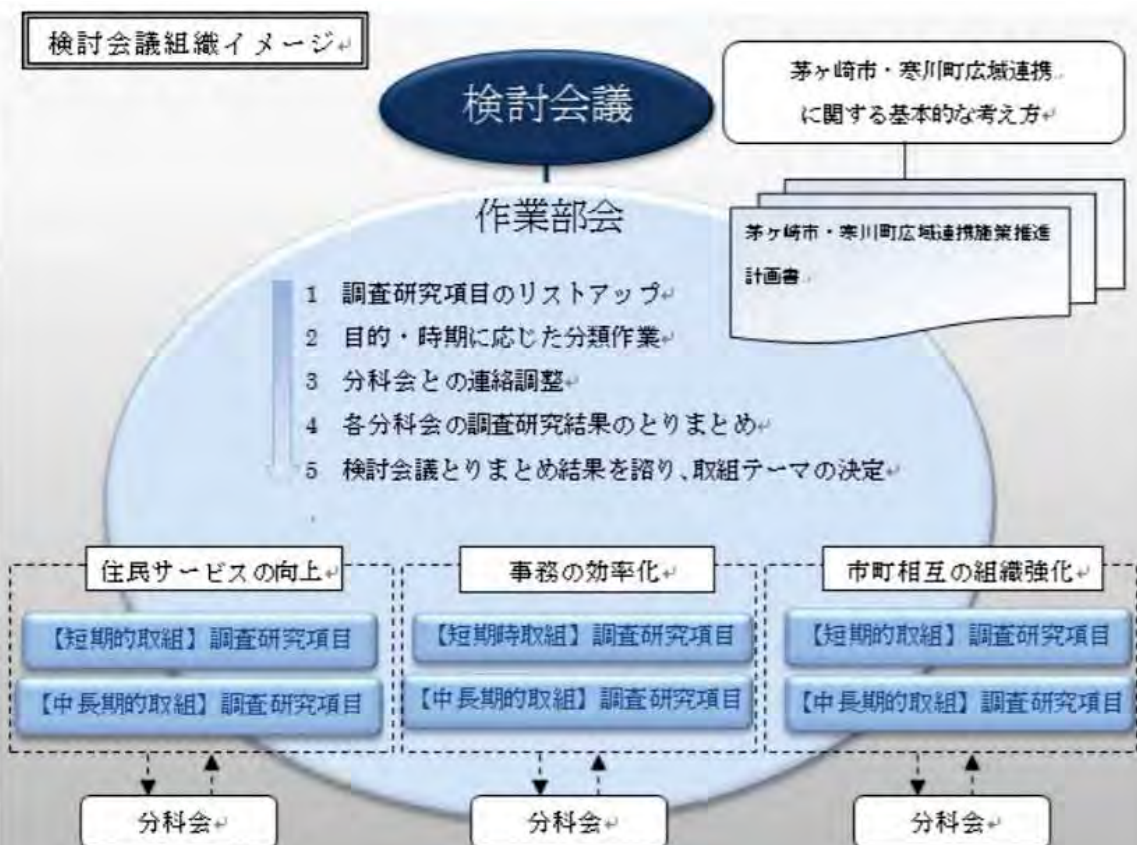
- 神奈川県から3市町に対し、パスポート発給事務を権限移譲（H24.7）。
- 茅ヶ崎市及び寒川町は、県から移譲されたパスポート発給事務及びパスポート申請に伴う戸籍法に係る事務（全部事項証明書や個人事項証明書の交付等）について、藤沢市に委託（H24.7開所）。



三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑦（協議組織の設置③）

- 神奈川県茅ヶ崎市と寒川町は、地理的にも歴史的にもつながりが深く、また、通勤、通学、経済活動、市民活動は両市町の区域をまたいで展開されており、生活圏は共通。
- 広域連携に関する協定書（平成元年12月）に基づき、以下の取組を実施。
 - ✓ 茅ヶ崎市が寒川町に事務を委託（し尿処理：平成5年4月～、資源物処理：平成24年4月～）
 - ✓ 寒川町が茅ヶ崎市に事務を委託（火葬：平成6年4月～、可燃ごみ処理：平成14年10月～）
 - ✓ 消費生活相談窓口の相互利用（平成17年10月～）
- 両市町は、広域連携の取組のさらなる推進のため、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」を設置（平成24年11月）し、1市1町の広域連携に係る具体的な取組を示した「茅ヶ崎市・寒川町広域連携推進計画書」を策定。寒川町から茅ヶ崎市への新たな事務の委託（不燃ごみ処理：平成27年4月～、消防指令業務：平成28年2月～）、各種相談窓口の相互利用、施設の相互利用等を実施。

【茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議】

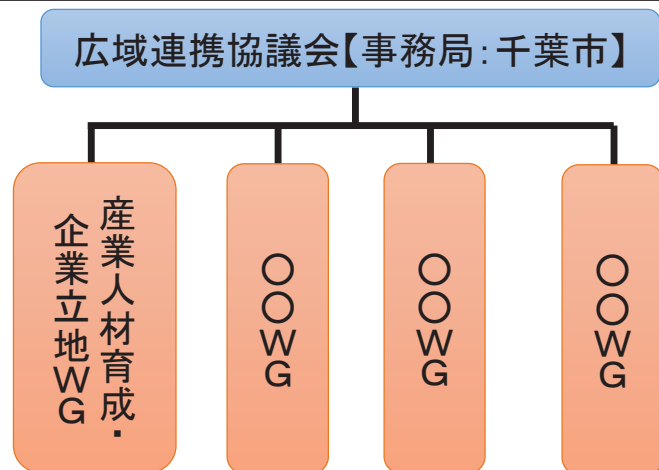


※「湘南広域都市行政協議会」の取組との住み分け

- 「湘南広域都市行政協議会」では、2市1町の圏域（総人口約70万人）という規模を活かし、湘南パスポートセンターの設置や湘南東部医療圏域での看護師確保対策、地球温暖化防止に向けた湘南エコウェーブ活動などの取組を実施。
- 一方で、茅ヶ崎市と寒川町では、より身近な地域の結びつきがあり、医療分野や教育分野、経済分野等の枠組みや、都市計画区域や警察の管轄という行政の枠組みの活動単位が同一となっており、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」では、地域的な結びつきの強さを活かした広域連携の取組を実施。

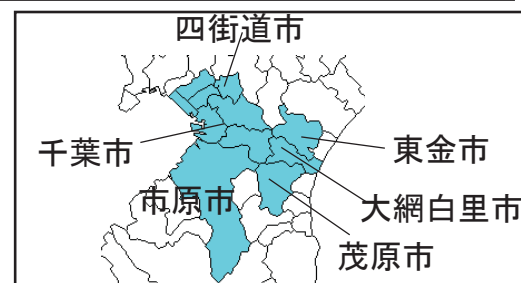
三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑧（協議組織の設置④）

- 千葉市では、将来の人口減少・少子高齢社会に対応するため、圏域全体で人口の維持・増加を図り、地域の諸資源を最大限に活用し合うことで、全体として都市機能を向上させていくことを目指し、千葉市と、千葉市への通勤・通学割合が高く、社会的、経済的な一体性を有する近隣5市による「ちば“共創”都市圏」構想を打ち出し、その取組の1つとして、千葉市が事務局となり、6市による広域連携施策の検討を行う「広域連携協議会」を設置（平成30年度～）。
- （※）総務省「新たな広域連携促進事業」を活用



…各市局部長級による情報共有、総合調整（年2回程度開催）

…連携施策ごとに立ち上げ、各市課長級、担当者による施策の協議・検討（必要に応じて開催）



主な取組

- 「産業人材育成」「企業立地」等に係る今後の取組施策を検討するため、産業・企業立地や人材・人口動態、圏域内の企業や教育機関、求職者等の行動についての調査・分析を実施し、連携施策案を提示（平成30年度）（右図参照）。
- 連携施策案の中から優先して取り組むものを検討し、「企業間のマッチング支援事業」「企業の紹介パンフレット作成事業」について、令和2年度からの広域的な実施を目指して調整中（令和元年度）。



三大都市圏における市町村間の広域連携についての論点（案）

- 三大都市圏には、面積が狭い都市が数多く存在し、地方圏よりも交通機関が発達している。このため、本来は、公共施設の共同での利活用や一体性のある広域的なまちづくりなど、他の市町村との役割分担を伴う相互補完関係を築きやすく、広域連携の効果が上がりやすい。
- 人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて生じる変化・課題の多くは、三大都市圏において顕著に現れることが見込まれることを踏まえ、三大都市圏における市町村間の広域連携をどのように進めていくか。
- 三大都市圏の市町村において、今後生じる変化・課題についての危機意識は十分であると言えるか。中間報告において作成を指摘した、各市町村において、行政サービス提供のために必要な経営資源の長期的な変化の見通しを客観的なデータを用いて明らかにする「地域の未来予測」は、とりわけ、三大都市圏において重要になるのではないか。
- また、これまでの地方制度調査会の答申では、三大都市圏では、規模・能力は一定以上あるものの昼夜間人口比率が1未満の都市が並び立ち、通勤・通学等による住民の移動が極めて広域的であることから、地方圏と同じような意味における、核となる都市と近隣市町村による社会的、経済的に一体性のある圏域を前提とした市町村間の広域連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用としてきたが、現状において、こうした水平的・相互補完的、双務的な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとはいえない。

三大都市圏における市町村間の広域連携についての論点（案）

- 今後の人口減少や高齢化がもたらす影響が三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することを踏まえると、各市町村が「地域の未来予測」を踏まえて自ら水平的・相互補完的、双務的な役割分担を積極的に進める必要があるのではないかと。また、都道府県も、市町村に対して的確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進する必要があるのではないかと。
- さらに、国においては、特に三大都市圏の市町村間の広域連携については、進捗が十分でなく、また、取組事例も多様であることから、先進事例の知見を積極的に収集する取組を重点的に実施し、情報提供を通じて、取組の横展開を促進することが重要ではないかと。
- これまでの事例からは、例えば、地理的に近接した地域、鉄道沿線地域等、特に住民の移動が活発である地域において、住民の利便性の向上を図るために、共通の行政課題や広域的な課題に連携して対応する事例が見られる（事例①～⑧）。こうした取組を契機として、資源・専門人材の共同活用等を含めた広域連携を推進していくことが考えられるのではないかと。
- その際、関係市町村間で協議組織を設けている事例があるが（事例⑤～⑧）、共通の行政課題や広域的な課題に対して、関係市町村間で安定的かつ継続的に連携して対応できるようにするプラットフォームとして有用ではないかと。
- さらに、関係市町村間の協議組織に、共助の主体、民間事業者が協力している事例が見られるが（事例⑥）、地域の枠を越えた連携においても、組織の枠を越えた連携を進める観点から有意義ではないかと。
- また、三大都市圏内の市町村では、地方自治法の「連携協約」があまり活用されていないところ、「連携協約」は、地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるものであり、締結や変更・廃止には双方の合意・議会の議決を要し、紛争解決の手続がビルトインされているものであり、水平的・相互補完的、双務的な役割分担を進めていく際に活用することも有用ではないかと。

三大都市圏における都道府県を越える行政課題への対応

東京圏における人口の集積

- 人口が集積してきた太平洋ベルトの中でも、東京圏の人口の集積は突出。

夜間人口



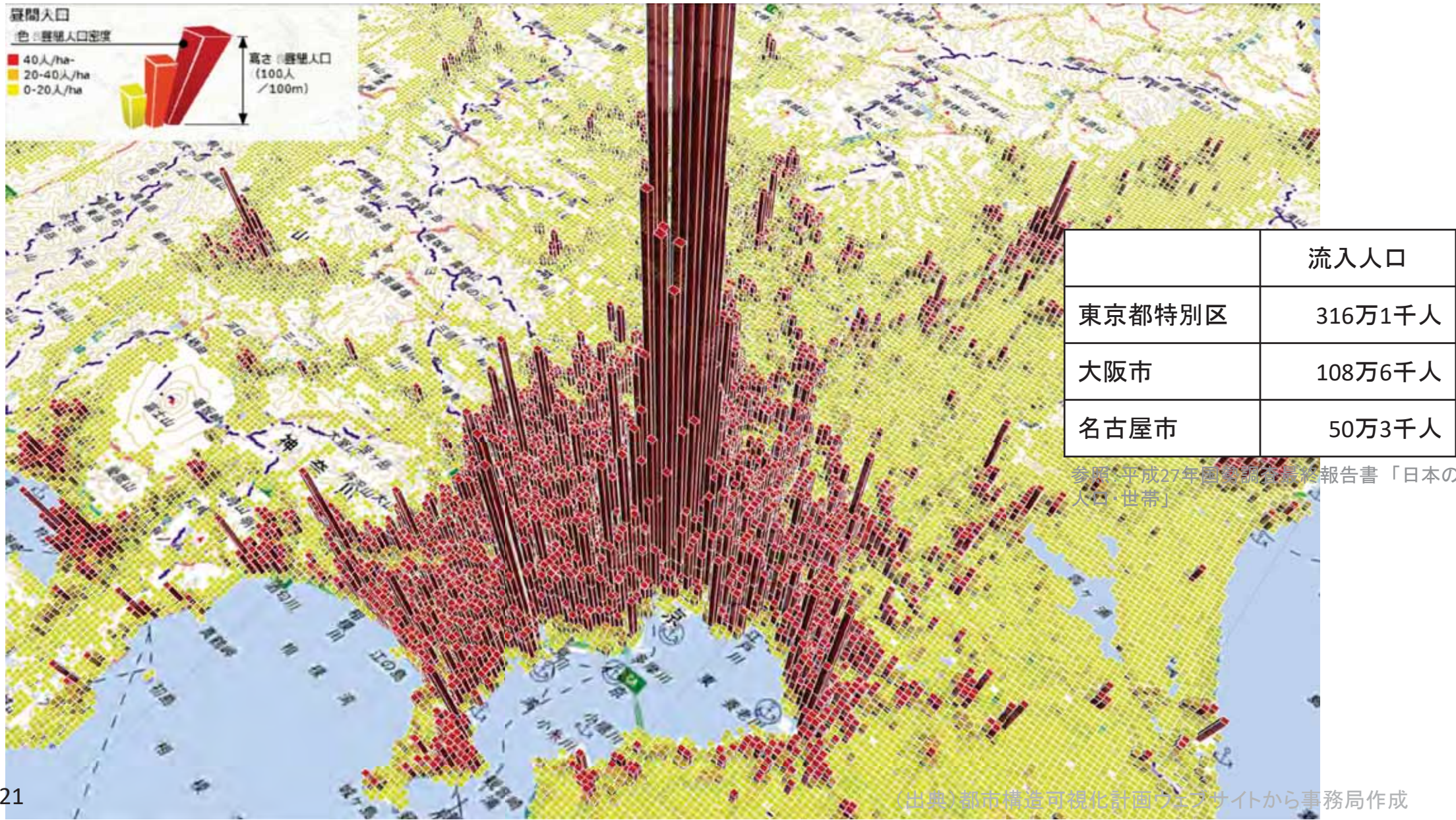
昼間人口



東京圏の昼間人口

- 都心部は、昼間の流入人口の規模が極めて大きい。23区への流入人口のうち、他県からの流入は8割強（3割弱が神奈川県・埼玉県、2割強が千葉県）。都内市町村からの流入は、2割弱にとどまる。

※大阪市への流入人口のうち、他県からの流入は約4割（約2割が兵庫県、約1割が奈良県）。名古屋市への通勤通学割合が10%を越えるエリアは概ね愛知県内となっており、名古屋市への流入人口のうち、他県からの流入は約2割。

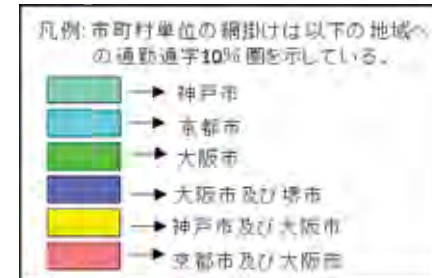
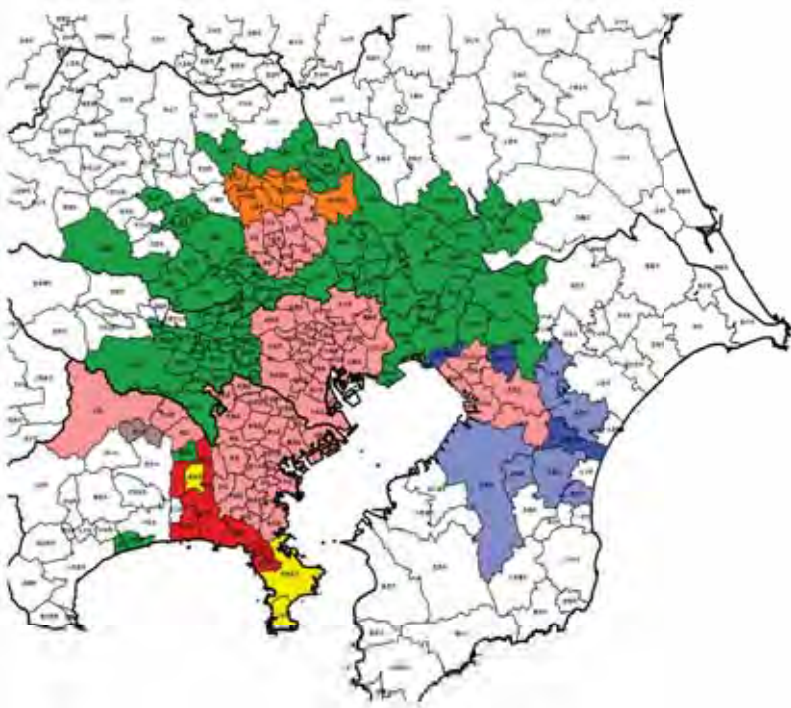


通勤・通学10%圏

東京23区・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏

名古屋市の通勤・通学10%圏

大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学10%圏



各種計画における東京圏に係る記述

- 東京圏について、通勤時間、家賃等の居住に係るコストなど、過密によるデメリットが指摘されている。同時に、我が国の経済成長のエンジンとして、国際競争力を向上させていく必要性が指摘されている。東京圏では、双方の実現が求められている。

国土形成計画（H27.8）

- ✓ 東京圏には依然として過密の問題が存在するとともに、首都直下地震等大規模災害の切迫等の課題を踏まえ、東京一極集中の是正を図る必要がある。さらに、東京圏では、今後、高齢人口の大幅な増加が見込まれており、これに伴って増大する医療・介護・福祉関連の施設及び人材への需要にどう対応するかが大きな課題である。とりわけ、これによって東京圏への人口の流入超過に拍車がかかることのないようにする必要がある。
- ✓ 他方、世界有数の国際都市であり、我が国の経済成長のエンジンとなる東京は、グローバル化の進展の中で、ICT等を活用しながら快適かつ魅力的なビジネス・居住空間を形成し、他の都市とともに国際競争力を向上させていく必要があり、「グローバルに羽ばたく国土」を形成する上での重要な役割を担う。このため、東京一極集中を是正することにより、魅力ある地方の創生を実現するとともに、東京圏の過密の問題や防災面等の課題への対応を通じて活力の維持・向上を図り、快適かつ安全・安心な国土を実現する。

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）（R1.12）

- ✓ 一般的に、人口が集積すると、各種のサービス産業の存立を可能とし、人材や情報の交流が図られ、便利で快適な生活環境を与えるため、経済的、社会的なメリットとなる。しかし、今日の東京圏は、通勤時間、家賃等の居住に係るコストにおいて、地方に比したデメリットを有している。また、過度な東京圏への一極集中の進行により、首都直下地震などの巨大災害に伴う被害が増大するリスクも高まっている。
- ✓ 東京圏は世界をリードする「国際都市」として、ますます発展していくことが強く期待される。また、東京圏については、人口の一極集中やそれに伴う弊害を是正しつつも、集積のメリットや、それによるイノベーションの創出機会を最大限に活かせるような環境づくりを進め、グローバル競争におけるプレゼンスを高めていく。
- ✓ これらを通じて、日本が抱える課題の解決に一体的に取り組み、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指す。

東京圏に人口や産業等の機能が過度に集中することの問題点

内閣府「選択する未来」委員会 地域の未来WG報告書（H26.10） 参考資料

□ 産業・人口の東京圏への過度の集中は「外部不経済」をもたらし、災害に対する脆弱性、高い地価・賃料水準、長時間の通勤などの弊害を生じさせる。

○災害に対する脆弱性

⇒首都直下型地震被害想定：経済被害約95兆円、想定死者数2.3万人（中央防災会議）

○高い地価水準

⇒東京の住宅価格（戸建住宅地）は、OECD加盟国では2位（1位ロンドン）（H25年世界地価等調査）

○高い賃料水準⇒オフィス賃貸料世界2位（1位香港）（プライスウォーターハウスクーパース世界の都市力比較2012）

○高い物価水準

⇒世界で物価が高い都市ランキングで東京は3位（2013年マーサー世界生計費調査）

○長い通勤時間

⇒ロンドン（約43分）、ニューヨーク（約40分）、パリ（約38分）、東京（首都圏）（約69分）

（都市別平均通勤時間（片道）の国際比較、H24年度首都圏白書）

○医療・介護施設が将来、東京等で不足するとの指摘

（社会保障制度改革国民会議「高橋泰国際医療福祉大学大学院教授提出資料」）

➡ こうした集中の弊害はかえって東京の国際競争力を下げる要因。

東京圏への人口・産業の集中の状況

- 東京圏は人口・GDPともに国全体の3割近くを占め、グローバル企業の本社機能の7割が立地。政府機関や大学等も集積。人口や機能が一カ所に集中している状況は韓国を除くと世界的にも著しい。
- 1人当たりGDPについて東京圏と全国の差は1.17倍に留まり、欧米大都市圏のように都市部において生産性が高くなる傾向はそれほど強くはみられない。外資系企業の地域統括拠点数では、シンガポールや香港などのアジアの都市に後れをとっている。

世界の都市的地域の人口集中の状況(2013)

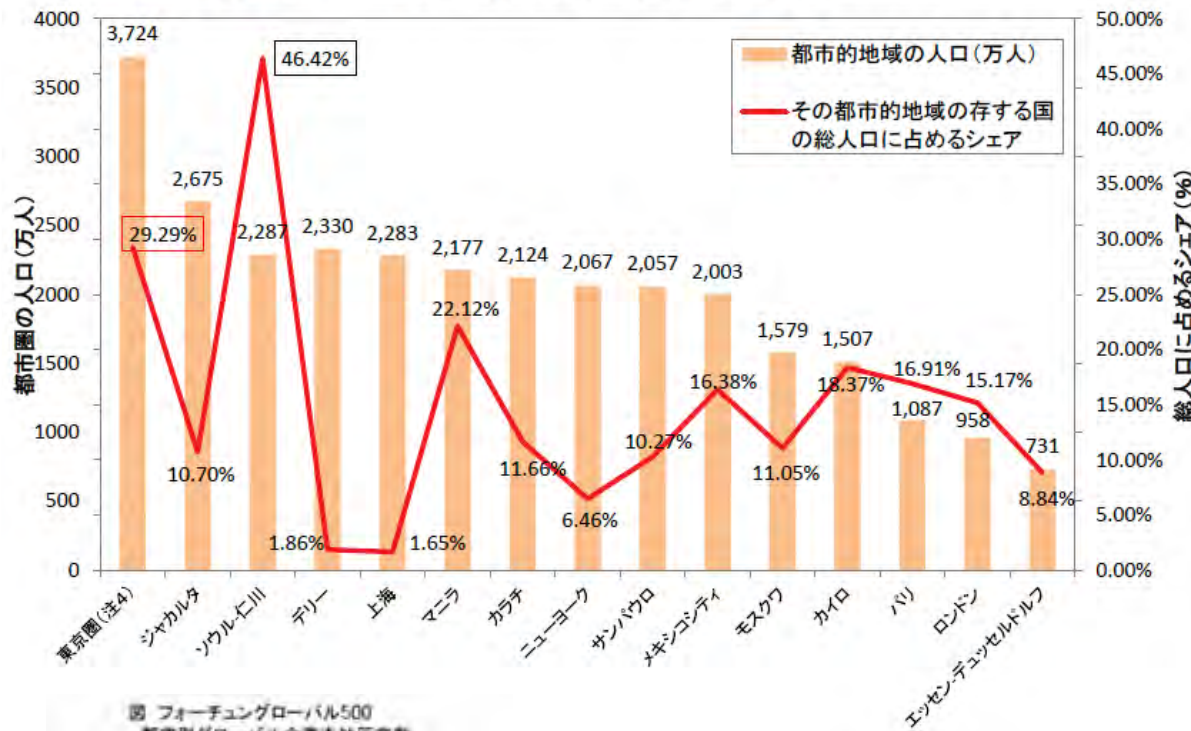


図 各都市の1人当たりGDPとその全国比

	1人当たりGDP (US \$ 1000ドル)	全国比 (各都市/国全体)
東京圏	48.2	1.17倍
ソウル	32.8	1.01倍
ニューヨーク	71.7	1.37倍
ロンドン	65.4	1.74倍
パリ	61.5	1.68倍

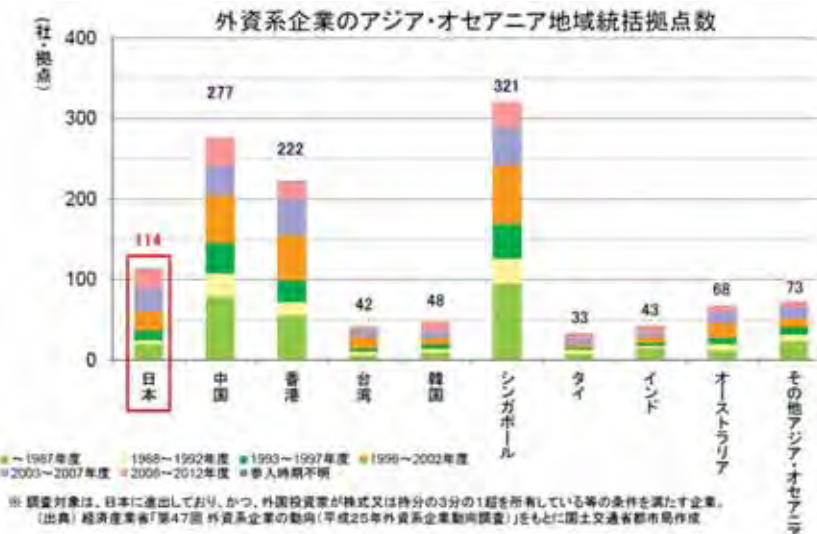
出典:国土交通省企業等の東京一極集中に関する懇談会第1回資料

図 フォーチュングローバル500
都市別グローバル企業本社所在数

順位	本社所在都市	企業数	占有率
1	北京市	53	44.5%
2	東京都	38	73.1%
3	パリ市	20	64.5%
4	ニューヨーク州	17	13.8%
5	ソウル市	12	75.0%
6	ロンドン市	12	70.6%
7	大阪府	7	13.5%
7	上海市	7	5.9%
7	深圳市	7	5.9%

「占有率」
売上高上位500社のグローバル企業のうち、各国の企業数に占める各所在都市の企業数の割合

出典:内閣府「選択する未来」委員会
地域未来WG報告書第1回資料



出典:国土交通省第7回大都市戦略検討委員会提出資料

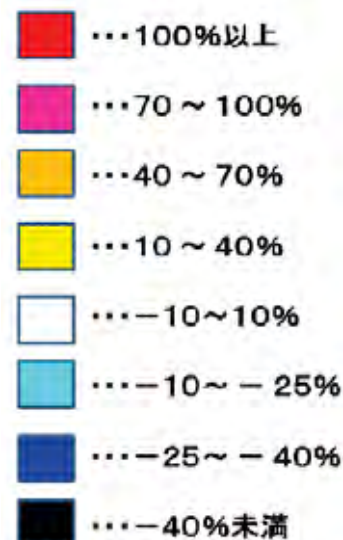
地域別の75歳以上人口の将来見込み

- 大都市圏郊外において75歳以上人口の増加率が高くなることが見込まれている。

2010→40年 75歳以上増減率

全国平均 55.4%増

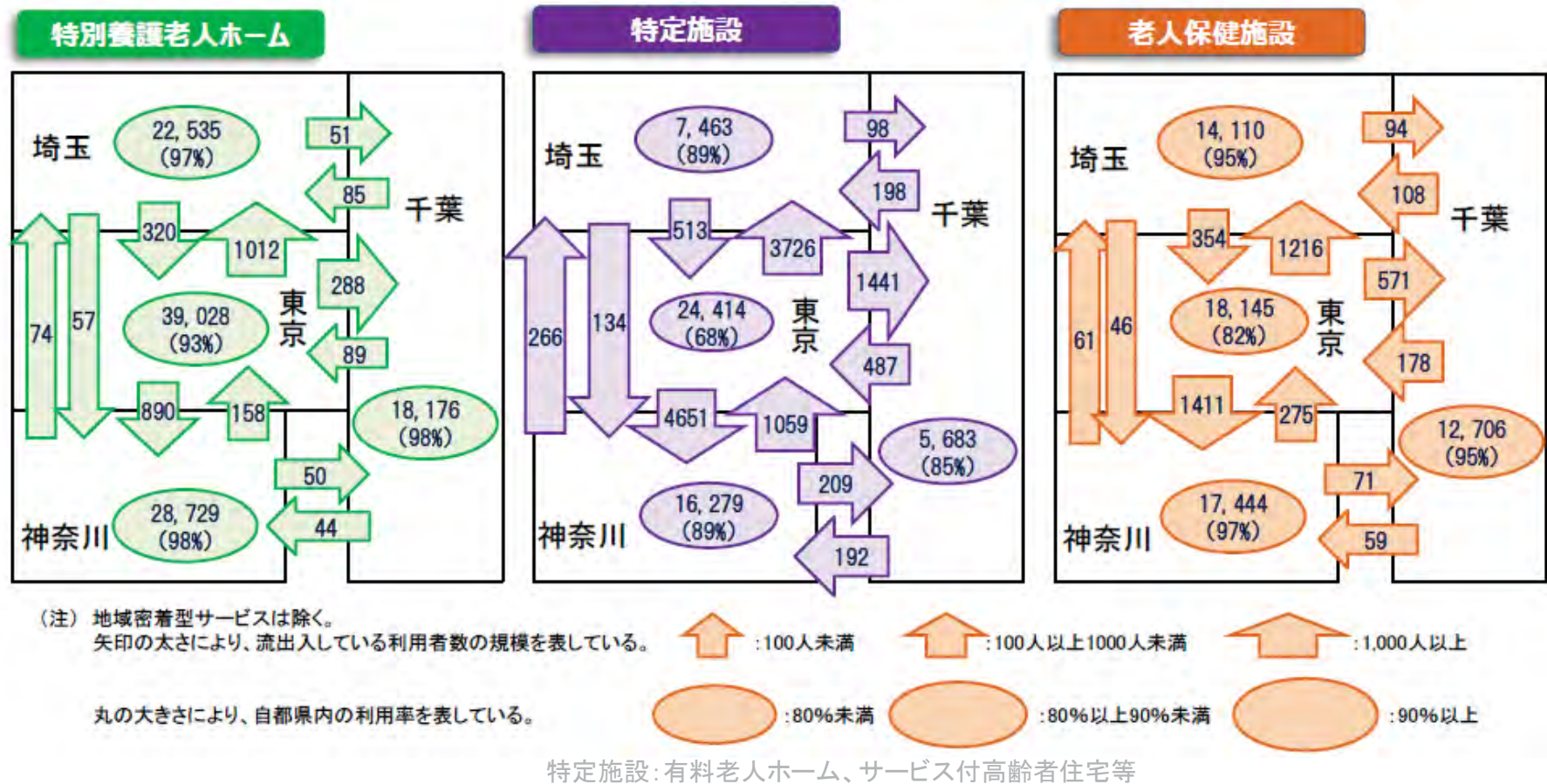
2010→40年東京周辺の75歳以上人口増減率



2010年から40年にかけての75歳以上人口の伸びが特に激しい、東京周辺の様子を示す。千葉県西部、埼玉県東部・中央部、神奈川県北部は、2010年から40年にかけて、75歳以上人口が100%以上増加する。

医療・介護の一都三県内の利用状況－介護－

- 東京圏では、一都三県区域を超えて介護施設等が利用されている。中でも、東京都が最も他県への依存度が高い。



特養、特定、老健の自都県内、一都三県間、他県の利用状況

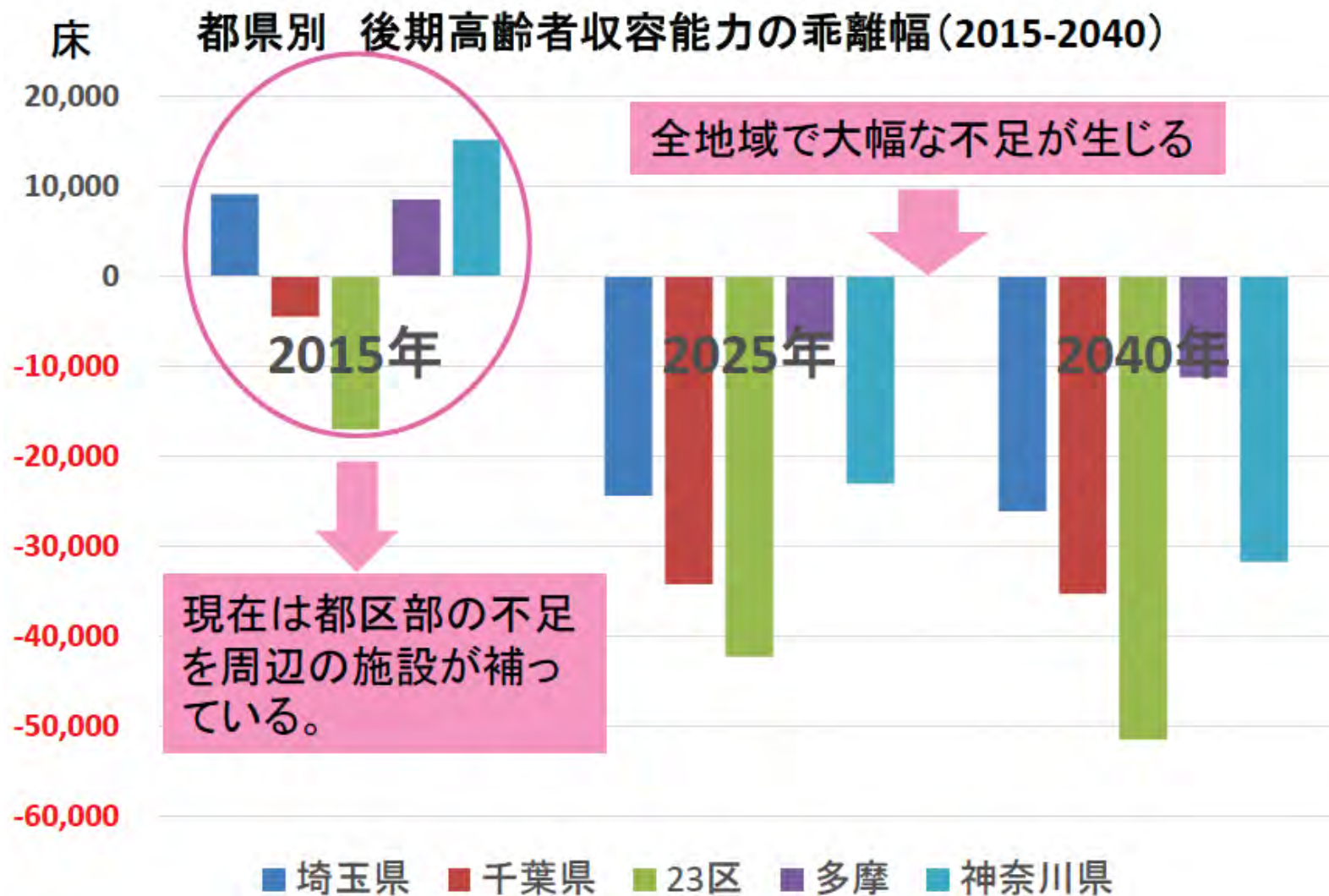
	特別養護老人ホーム							特定施設							老人保健施設						
	サービス 利用者数	自都県内 の利用		都県を超えた利用			サービス 利用者数	自都県内 の利用		都県を超えた利用			サービス 利用者数	自都県内 の利用		都県を超えた利用					
				一都三県間	一都三県以外					一都三県間	一都三県以外					一都三県間	一都三県以外				
埼玉県	23,133	22,535	97.4%	428	1.9%	170	0.7%	8,434	7,463	88.5%	745	8.8%	226	2.7%	14,796	14,110	95.4%	494	3.3%	192	1.3%
千葉県	18,574	18,176	97.9%	218	1.2%	180	1.0%	6,724	5,683	84.5%	877	13.0%	164	2.4%	13,383	12,706	94.9%	345	2.6%	332	2.5%
東京都	41,779	39,028	93.4%	2,190	5.2%	561	1.3%	35,729	24,414	68.3%	9,818	27.5%	1,497	4.2%	22,023	18,145	82.4%	3,198	14.5%	680	3.1%
神奈川県	29,207	28,729	98.4%	282	1.0%	196	0.7%	18,268	16,279	89.1%	1,534	8.4%	455	2.5%	18,046	17,444	96.7%	407	2.3%	195	1.1%
一都三県計	112,693	108,468	96.3%	3,118	2.8%	1,107	1.0%	69,155	53,839	77.9%	12,974	18.8%	2,342	3.4%	68,248	62,405	91.4%	4,444	6.5%	1,399	2.0%

出典：国民健康保険団体連合会支払データ(平成26年3月審査分) ※厚生労働省調べ

出典：日本創成会議「東京圏高齢化危機回避戦略 図表集」

東京圏の後期高齢者収容能力について

- 後期高齢者(75歳以上)当たりの介護保険施設・居住系サービス・サービス付き高齢者住宅等の定員数が、最近の全国平均並みに比べて、どの程度乖離しているかをみた研究がある。
- 現状では、東京23区のマイナスを近隣県のプラスが補っているが、2025年、2040年の人口をベースにしてみると、全ての地域でマイナス方向へ動く。



東京圏における介護施設等の状況について

- 都内は地価が高く土地の確保が困難なこと等の要因により、全国と比較して整備が進んでおらず、**特に区部は市町村部に比べ整備率が低く、地域による施設偏在が課題**となっている。
- 東京都では、第6期高齢者保健福祉計画(H27～H29)において、**一都三県の連携の必要性が明記**された。その後、一都三県の介護保険担当部局と厚生労働省との連絡会議が開催され、各自治体の施設整備の状況や都県を越えた施設の利用状況等について意見交換が行われた。
- 第7期の計画(H30～H32)では、**東京都全体で必要な定員の確保**を目指し、2025年に6万2千人分の特別養護老人ホームの整備を目標に設定。地域の必要数を超える施設整備に同意した区市町村に交付金を交付。

首都圏の将来を見据えた自治体間連携

現状と課題

- 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県の後期高齢者人口は、平成 22 年の約 315 万人から「団塊の世代」が後期高齢者となる平成 37 年には約 572 万人へと、約 257 万人増加することが見込まれており、全国の増加数の約 3 分の 1 を占めます。
- このような状況を踏まえると一都三県（政令指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が協力関係を築き、各地域の介護サービス等の情報や整備方針、将来像等を共有し、共通認識を持つことにより、一都三県の住民のニーズを踏まえた適切な体制整備につなげていくことも必要です。

施策の方向

- 介護基盤の整備に当たっては、区市町村が算定するサービス見込量等を踏まえた整備目標に基づき、都内で整備を進めることを原則としつつ、入所に当たって都県間の移動が見られることを踏まえ、一都三県が連携・協力を図る方策を検討していきます。
- また、介護人材の確保に当たっても、都県の枠を超えた介護サービス等の利用・提供や労働力の移動があることを踏まえ、一都三県が連携・協力を図る方策を検討していきます。

出典：第6期東京都高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）

政策目標	平成29(2017)年度末実績	平成37(2025)年度末目標値
特別養護老人ホームの整備	47,048人分	定員6万2千人分
介護老人保健施設の整備	21,597人分	定員3万人分
認知症高齢者グループホームの整備	10,661人分	定員2万人分

出典：第7期東京都高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）

コラム

特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金について ～東京都全体での特別養護老人ホームの定員確保に向けて～

- 東京都では、整備費補助の充実や都営地の減額貸付け等により、施設整備の促進を図っていますが、地価が高く施設用地の確保が困難な地域は、特別養護老人ホームの整備率が低い傾向にあります。
- そこで、交通網が発達し老人福祉圏域を超えた移動が容易といった東京都の特性を踏まえ、比較的土壌の確保がしやすい特別養護老人ホームの整備が進んでいる地域において、特別養護老人ホームの整備を促進するための交付金制度を創設しました。
- 老人福祉圏域を超えて利用される特別養護老人ホームを整備することにより、東京都全体で必要な定員を確保します。

「広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金」

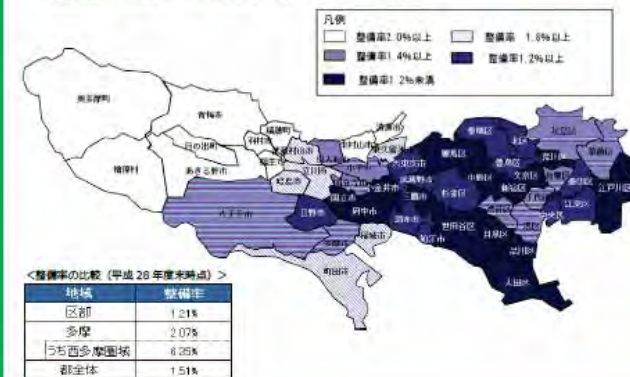
事業概要

- 地域の必要数を超えた施設整備に同意した区市町村が広く福祉目的で活用できる基金の造成資金を交付（250万円/床）
- 駅から近いなど交通アクセスが容易な施設を交付の条件

交付対象

次の条件を満たす区市町村

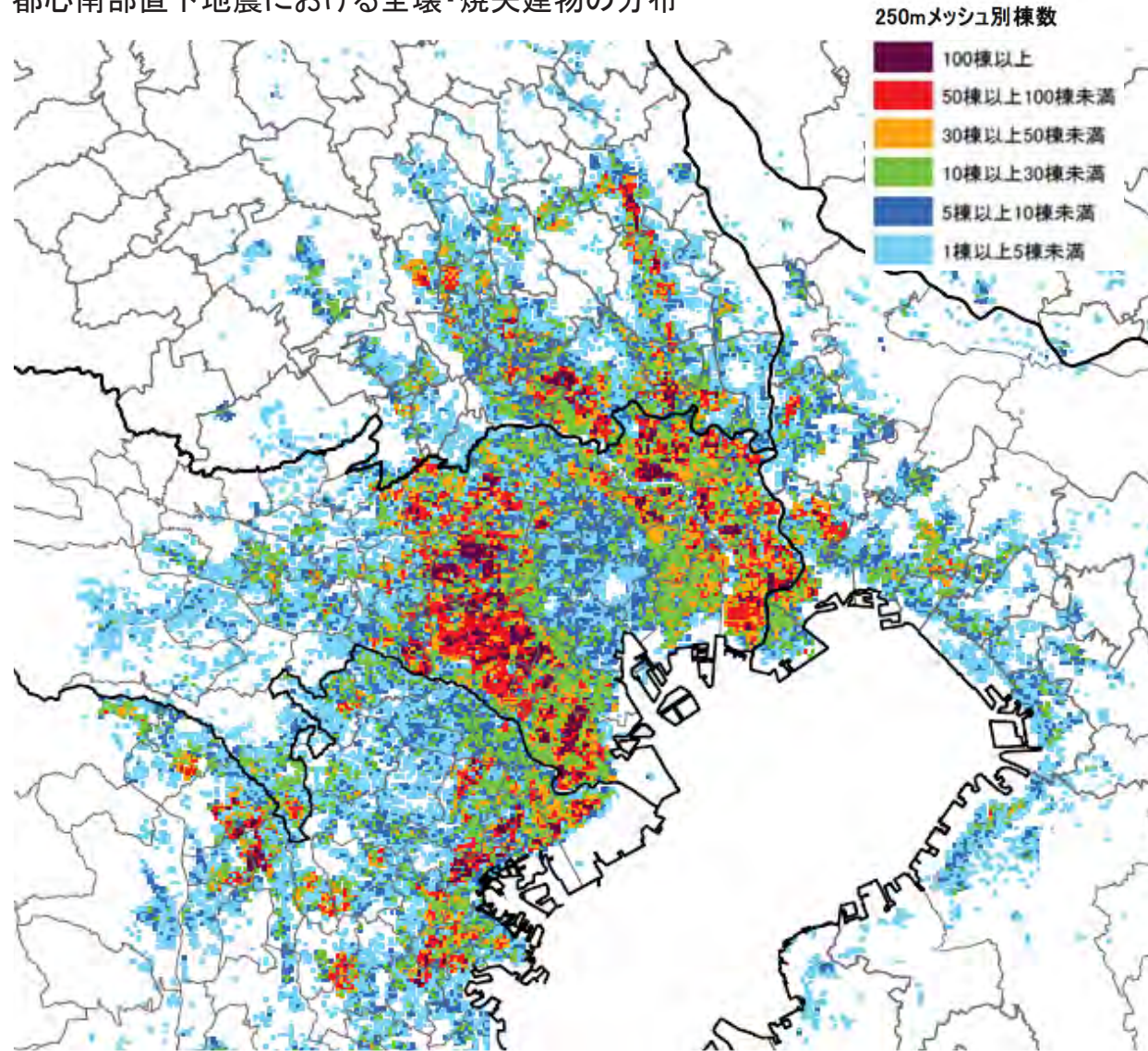
- ① 特別養護老人ホームの整備率が2.0%以上
- ② 東京都高齢者保健福祉計画に定める圏域の必要入所定員総数を超えて、特別養護老人ホームの整備に同意



首都直下地震の被害想定と避難者対策

- 避難者は断水・停電の影響を受けて発災2週間後に最大で約720万人発生すると想定されている。木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されている。
- 東京都地域防災計画では、「広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、**自治体の枠を超えた対応**が求められる場合もあり、近隣県等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある」とされている。

都心南部直下地震における全壊・焼失建物の分布

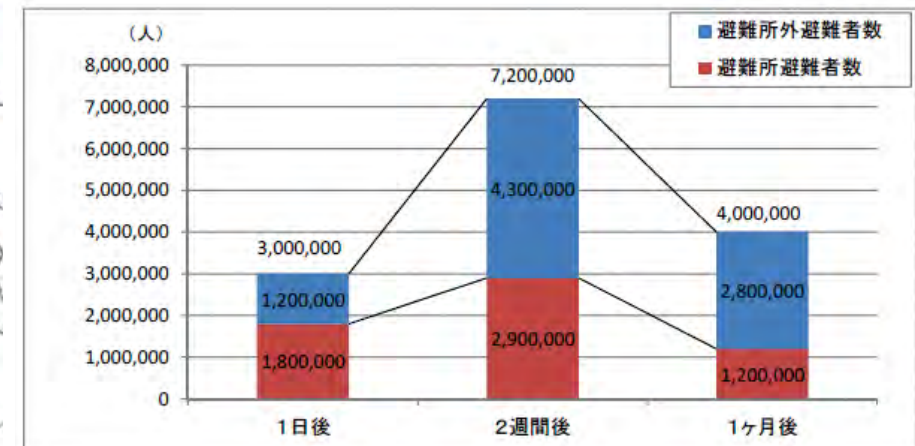


【都心南部直下地震】M7.3

被害想定(最大値、未対策(現状))

- 全壊・焼失家屋 : 最大 約 61万棟(冬・夕方に発生)
- 死者 : 最大 約 2.3万人(冬・夕方に発生)
- 要救助者 : 最大 約 7.2万人(冬・深夜に発生)
- 被害額
 - 資産等の被害 : 約 47.4兆円
 - 経済活動への影響 : 約 47.9兆円

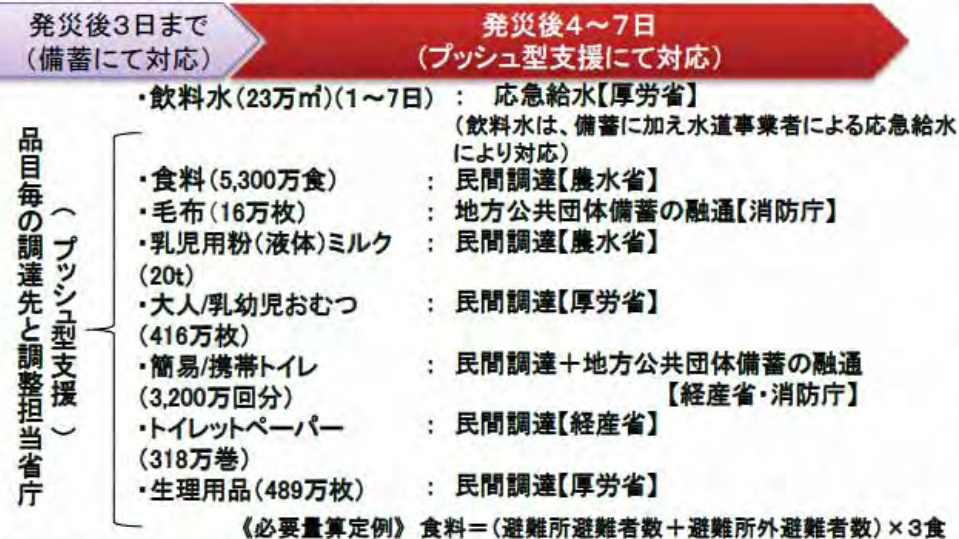
※それぞれの数値については、被害が最大と見込まれるケースにおける値であり、同一のケースではない。



首都直下地震の際の物資調達・輸送

- 国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、プッシュ型支援で被災都県に緊急輸送。都は、区市町村の指定する地域内輸送拠点や避難所に輸送。区市町村は、地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所へ輸送。
- 国の計画では、「23区は、人口、経済機能が極めて高度に集積し、限定された区域に対して膨大な量の物資を、避難所まで供給」することが求められ、「国、東京都、各区の連携による物資調達・供給訓練等を通じ、検討を深めていく」こととされている。

◎物資調達の考え方



◎プッシュ型支援の流れ



首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R1 中央防災会議幹事会)

8. 東京都区部への物資輸送

(1) 東京都の23区の区域は、人口、経済機能が極めて高度に集積した地域であり、発災時の物資供給は限定された区域に対して膨大な量の物資を供給するものとなる。一方で、当該区域においては、建物倒壊・延焼火災、道路寸断等の甚大な被害、深刻な道路交通麻痺といった極めて厳しい状況が想定されている。

(2) 物資を確実に各避難所に届けるためには、トラック等の輸送手段が限られていることを踏まえ、できる限り効率的な輸送手段・方法を選択する必要がある。

(3) 今後、国、東京都、各区の連携による物資調達・供給訓練等を通じ、検討を深めていくこととする。

出典：内閣府 首都直下地震における物資調達に係る計画の概要

大規模災害の被害想定から算出した応急仮設住宅の必要量

○首都直下地震等の大規模災害においては、地域内で仮設住宅を建設することが困難。空き家の活用や修繕の充実のほか、地域外での仮設住宅の確保による広域的な住まいの確保が必要。

【応急借上住宅供与戸数(可能な限り賃貸用空き家に対応した場合)及び応急建設住宅必要戸数】

- 既存住宅ストックを活用した応急借上住宅は建設型に比べ短期間で提供が可能である。
東日本大震災においては、全壊・半壊併せて約40万戸の住家被害が発生し、約12万戸の応急仮設住宅が提供されたが、そのうち、応急借上住宅は約7万戸。
- 首都直下地震では約66万～94万戸、南海トラフ巨大地震では約105万～205万戸の応急仮設住宅が必要になると見込まれる。
- 可能な限り賃貸用の空き家を活用する場合、首都直下地震の被害が想定される地域では約87万戸、南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域では約121万戸の民間賃貸住宅を応急借上住宅として活用することとなり、自治体の事務手続きの負担は膨大になると想定。
- 応急仮設住宅の必要戸数について可能な限り賃貸用の空き家を活用したとしても、首都直下地震では、東京都において約8万戸、南海トラフ巨大地震では、中部地方で約37万戸、四国地方で約25万戸、近畿地方で約19万戸、九州地方では約4万戸の応急建設住宅が必要。

首都直下地震	応急仮設住宅 想定必要戸数	賃貸用の住宅 空き家戸数※ ¹	応急借上住宅 供与戸数※ ²	応急建設住宅 必要戸数※ ³
茨城県	3,754	79,100	3,754	—
栃木県	207	62,200	207	—
群馬県	239	59,600	239	—
埼玉県	110,114	170,300	110,114	—
千葉県	69,473	159,500	69,473	—
東京都	567,050	489,600	489,600	77,450
神奈川県	192,906	248,400	192,906	—
山梨県	5	30,000	5	—
静岡県	5	110,600	5	—
計	943,753	1,409,300	866,303	77,450

南海トラフ 巨大地震	応急仮設住宅 想定必要戸数	賃貸用の住宅 空き家戸数※ ¹	応急借上住宅 供与戸数※ ²	応急建設住宅 必要戸数※ ³
関東地方	47,907	1,350,600	47,907	—
中部地方	743,849	445,700	377,788	366,061
近畿地方	705,123	561,900	517,241	187,882
中国地方	107,628	176,300	107,628	—
四国地方	338,689	92,800	92,800	245,889
九州・沖縄地方	109,486	323,700	65,030	44,456
計	2,052,680	2,951,000	1,208,394	844,288

※1・・・総務省「平成25年住宅土地統計調査」(腐朽・破損なしの戸数)

※2・・・可能な限り賃貸用空き家に対応した場合で各県ごとの戸数を合計したもの。実際には、既存の空き家が全て応急借り上げ住宅として活用できるわけではない。

※3・・・ブロック内で必要戸数を確保しようとする場合。

南海トラフ地震については、平成15年当時に既往最大として想定したM8.7をレベル1の地震、四国全域と中部・近畿・九州の一部が震源域に入る理論上最大のM9.0をレベル2の地震とした場合に、より現実的なレベル1の地震の際に被害をゼロにするような対策を講じ、その際に最低限必要となる需要に基づいた住まいの確保策を検討する必要があるのではないかと指摘があった。南海トラフ地震について、より現実的なレベル1の地震の際の全壊棟数は約49万～96万棟と推計されている。

大規模水害時の広域避難

- 東京圏の海拔ゼロメートルのような低地帯が広がっている地域において、大河川の洪水や高潮により氾濫が発生した場合には、①浸水区域の居住人口が膨大で数十万人以上の立退き避難者の発生、②浸水面積が広範に及び、**市町村・都道府県を越える立退き避難**が課題となる。
- 現在、内閣府「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において、①広域避難場所の確保②避難手段の確保・避難誘導について検討が進められている。 ※関係府省、東京都、埼玉県、千葉県、関係市区町村等が構成員



大規模水害時における広域避難の検討について

課題1：広域避難場所の確保

- 一般的な避難の場合、住民等は自治体から提供される避難場所等が明示されたハザードマップ等を参考に避難を実施
- 広域避難の避難率の向上に向けては、自主避難先の確保を推奨するとともに、住民等に対して避難場所等を示すことも必要

課題2：避難手段の確保・避難誘導

- 大規模・広域避難では避難に長時間を要し災害発生の予測精度等を踏まえると、広域避難勧告の発令から避難に充てられる時間は限られている一方、膨大な数の避難者が避難を完了するには時間を要する。
- 膨大な避難者が自主避難先や公的な避難場所へ速やかかつ円滑に避難するためには、鉄道等の避難手段を確保するとともに、駅や橋梁部等における混乱抑制が必要

主な検討内容

- 以下の2点を中心に、関係機関等が連携して取り組むべき事項の整理と連携・役割分担のあり方についてとりまとめ

- ①広域避難場所の確保
- ②避難手段の確保・避難誘導

検討会の下に2つのWGを設置

広域避難場所検討WG

- ・ 広域避難場所の選定・運営
- ・ 情報発信 等

避難手段・誘導WG

- ・ 輸送機関・警察等への要請
- ・ タイミング・方法 等



これまでの地方制度調査会答申等（抄）

第3 2次地制調 2040 年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告(R1. 7)

2 2040 年頃にかけて求められる方策

(1) ひとに着目した方策

③ 地域の枠を越えた連携

ウ 地域間の協力

東京圏における介護サービスの供給体制の確保や首都直下地震への対応をはじめとして、住民の生活圏や経済圏、大規模災害の被害想定区域が一の都道府県の区域を越えて広がっている場合等には、都道府県を越えた協力関係の構築が求められる。

第3 1次地制調 人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（H28. 3）

第2 行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制

(2) 三大都市圏

① 基本的な認識

三大都市圏は、国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次な都市圏域である必要がある一方、総じて出生率が低く、地方圏を上回る急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者が急増することが予想される。

加えて、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることが予想される。

特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。

以上のように、人口減少がもたらす影響は、三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面する。

しかしながら、三大都市圏においては、上述のような危機意識が十分であるとは言えない。三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するのかを検討する必要がある。

現在、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みが存在するが、これらの枠組みも活用しながら、三大都市圏の地方公共団体が共同して、三大都市圏における人口減少社会への対応を検討すべきである。

これまでの地方制度調査会答申（抄）

第30次地制調

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（H25.6）

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

2 三大都市圏・地方圏の課題

（1）三大都市圏の抱える課題

（略）通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。

第3 新たな大都市制度

3 三大都市圏域の調整

三大都市圏においては、社会経済的に一体性のある圏域（例えば通勤・通学10%圏）の広がり、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えているが、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。

例えば交通体系の整備や防災対策といった圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要がある。

その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する必要がある。

仮に新たな枠組みを設ける場合には、圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようにすることなどについても検討する必要がある。

これまでの地方制度調査会答申（抄）

第8次地制調

首都制度当面の改革に関する答申（S37.10）

第1 都及び特別区の制度の合理化

9 行政連絡協議会の設置

都の区域内及び都と密接な関連を有する地域内における各行政主体及び事業主体間の連絡調整を図るため、地域内の関係地方行政機関の長、関係都県知事、関係政府関係機関、公団等の長並びに特別区の区長及び市町村長の代表者をもって連絡協議会を組織することが適当である。

第2 首都行政及び首都整備に対する国の配慮

現在東京の直面している水、交通等の分野における行詰りを打開するためには都及び特別区の制度の合理化とあわせて、国においても積極的に行財政上特別の措置を講ずることが必要である。この場合において、首都を政府の直轄地とするとか、首都に関する都の権限を国に引き上げるというような論もあるが、そのような方法は採るべきでなく、あくまでも地方自治を尊重する方向において解決を図るべきものである。しかし、政府の段階において緊急を要する首都の公共施設の整備を強力に推進するため、各省庁に分散している次のような権限を一の機関にまとめ、政府の施策を統一かつ迅速に決定することができるように、臨時に国の行政組織の特例を考慮すべきである。

- 1 政府の直轄し又は助成する首都の公共施設の整備に関する総合的な計画及びこれと直接関連を有する公共施設の整備に関する総合的な計画（以下「首都整備計画」という。）を作成すること。
- 2 首都整備計画に定められた事業の実施に要する国の予算を一括して計上し、各省庁の直轄事業に係るものを除き、各省庁へ移し替えないで執行すること。
- 3 首都整備計画に基づく事業の実施について政府、地方公共団体、政府関係機関、公団等各種事業主体間の事業の実施を調整すること。
- 4 首都の公共施設の整備に関し緊急を要する特定の事務に係る各省大臣の許認可、指導監督等の権限を一元的に行使すること。

これまでの地方制度調査会答申（抄）

第14次地制調

大都市制度に関する答申（S45.11）

第一 大都市制度の現状および問題点

わが国における今日の大都市問題の本質は、人口および産業の急激な集中による都市の巨大化およびこれに伴う地域社会構造の著しい変動の結果として、都市本来の機能が適切に営まれていないところにあり、それが住宅、交通、上下水道、清掃、公害その他の具体的な問題として提起されるに至っている。さらに、大都市周辺の人口急増地域においては、市街地が無秩序に拡大するとともに、教育施設その他の公共施設の整備が著しく立ち遅れているという問題を生じている。

このような大都市問題は、種々の原因に起因しているが、そのうち地方制度にかかわるものとしては、次のような問題が指摘されている。

- (1) 大都市圏、すなわち社会経済的に一体的な都市を形成している地域社会を対象とする総合的な計画が策定され、その実施を確保するしくみが整備される必要があるが、現在の首都圏整備計画、近畿圏整備計画等は、このような要請に応えているとは認めがたい。
- (2) 交通行政、公害行政をはじめとする各種の行政が国の機関により縦割りで行なわれ、責任の所在が不明確となり、都市の総合的な経営が確保されていない。
- (3) 大規模な住宅団地の開発、基幹的な道路、港湾等の交通体系の整備、広域にわたる水資源の利用、公害規制等の広域的に処理することを必要とする機能に対し、地方公共団体の区域が合致せず、ないしはその相互間の協力体制も十分でない。（略）

第二 大都市制度の改革の基本的方向

(1) 計画機能の問題

大都市圏を対象とする次のような新しい総合的な計画の策定および実施に関するしくみを整備する必要がある。

- ア （略）地方公共団体の責任において計画を作成すべきであるが、他方、国の地域計画やその行財政施策等との関連において、国と地方公共団体双方の合意を確保する必要があるので、国に関係のある事項については、国の機関が承認し、またはその意見を聴いて決定するようなしくみを設ける必要がある。
- イ （略）計画の内容は、広域的な土地利用計画を基本とし、基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通体系、大規模な住宅団地および公共施設の配置等根幹的な事項に限定することとする。
- ウ 策定された計画については、国および地方公共団体は、予算措置等を通じその実施の確保について責任を負うものとするとともに、民間事業主体等に対しても誘導的、規制的な効力を持たせるための有効な措置を講ずる必要がある。（略）

第三 大都市制度当面の改革

- 一 東京
- 2 改革案

(2) 広域行政への対応

（略）さしあたりは1都3県の連合組織を設けて、計画の策定に当たることになるとともに、一定の広域的行政実施機能たとえば大規模な住宅団地の開発、広域的な交通施設の整備、さらには広域的な公害規制、産業廃棄物の処理等の事務を処理するものとする。

- 二 大阪
- 2 改革案

(1) 広域行政への対応

（略）関係府県の連合組織を設けて、大阪の大都市圏における広域的な計画策定等の任に当たるものとする（略）

大都市圏整備制度の背景

- 昭和30年代以降、大都市圏における人口集中・過密問題を背景に、都心部への過度の人口・産業の集中を抑制し、圏域内での無秩序な市街化の抑制や受け皿の整備を推進するため、大都市圏整備法※等が制定された。
- ※ 首都圏整備法（昭和31年）・近畿圏整備法（昭和38年）・中部圏開発整備法（昭和41年）

大都市圏における人口集中・過密問題の様子

昭和39年度運輸白書（抜粋）

（前略）産業、人口の大都市集中により、多くの問題が発生しているが、都市交通の面では、通勤、通学輸送および路面交通において、需給のアンバランスから著しい交通難がもたらされている。

（中略）三大都市交通圏内には、職場の集中する都心と住宅のある中心都市周辺部とを結ぶ大きな人の流れが朝夕あらわれている。この流れは年々その長さと太さを増しつつある。

（中略）このため、I-4-31表にみられるとおり三大都市交通圏内の主要国鉄・私鉄・地下鉄路線の最混雑1時間当りの乗車効率は250%内外となり、総武線312%、中央線284%のように殺人的ラッシュ現象を呈する路線も出て来た。

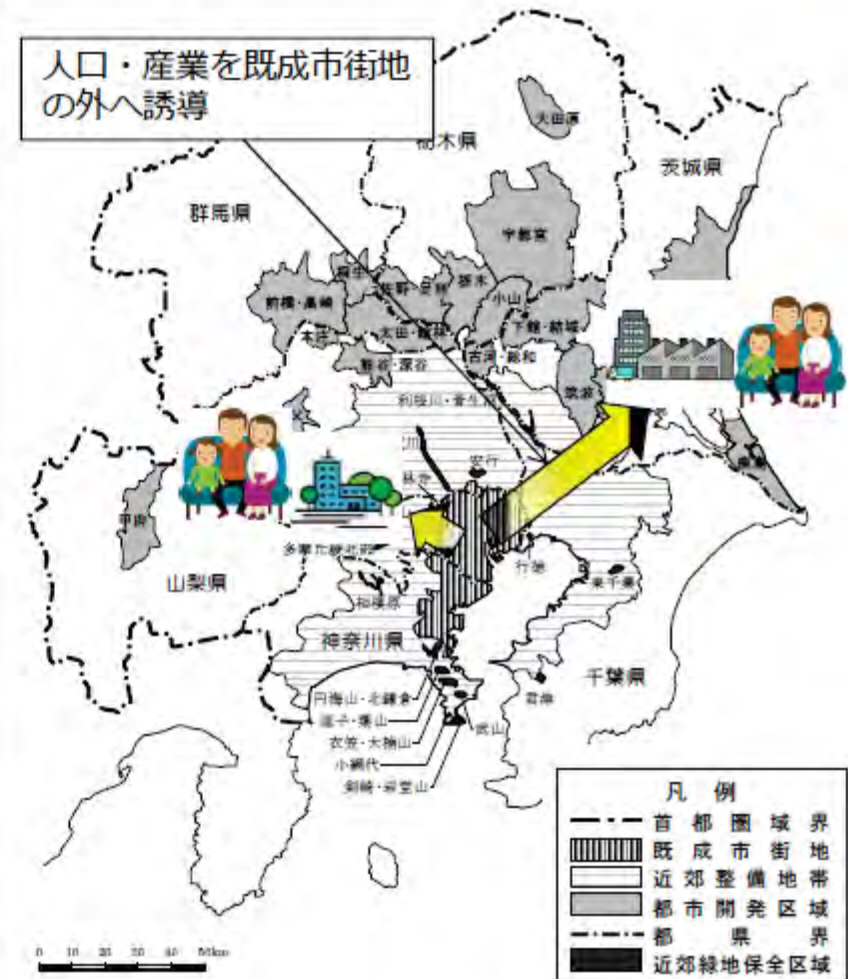
I-4-31表 混雑区間の輸送力、乗車人員、乗車効率

交通圏	線 名	区 間	最 混 雑 1 時 間			終 日			A/B
			輸送力	乗車人員 (A)	乗車効率 (%)	輸送力	乗車人員 (B)	乗車効率 (%)	
首都交通圏	中央線 (快速)	四谷→新宿	42,000	119,310	284	259,700	328,880	127	36
	総武線	平井→亀戸	26,880	83,930	312	266,840	264,440	99	32
	営団銀座線	赤坂見附→虎ノ門	19,032	36,091	190	220,698	137,917	62	26
	東急東横線	代官山→渋谷	15,820	33,935	215	195,040	176,432	90	19
	西武池袋線	椎名町→池袋	21,150	49,601	235	209,304	155,923	74	32
京阪神交通圏	東海道線 (鈍行)	東横川→大阪	7,370	20,120	273	83,050	71,648	86	28
	近畿奈良線	永和→布施	12,840	30,970	241	141,020	112,699	80	28
中京交通圏	名鉄本線	栄→生駒	13,189	25,950	197	186,000	116,066	62	22

注(1) 輸送力は運輸省調べ。

(2) 乗車人員は、昭和37年秋の交通量調査による。

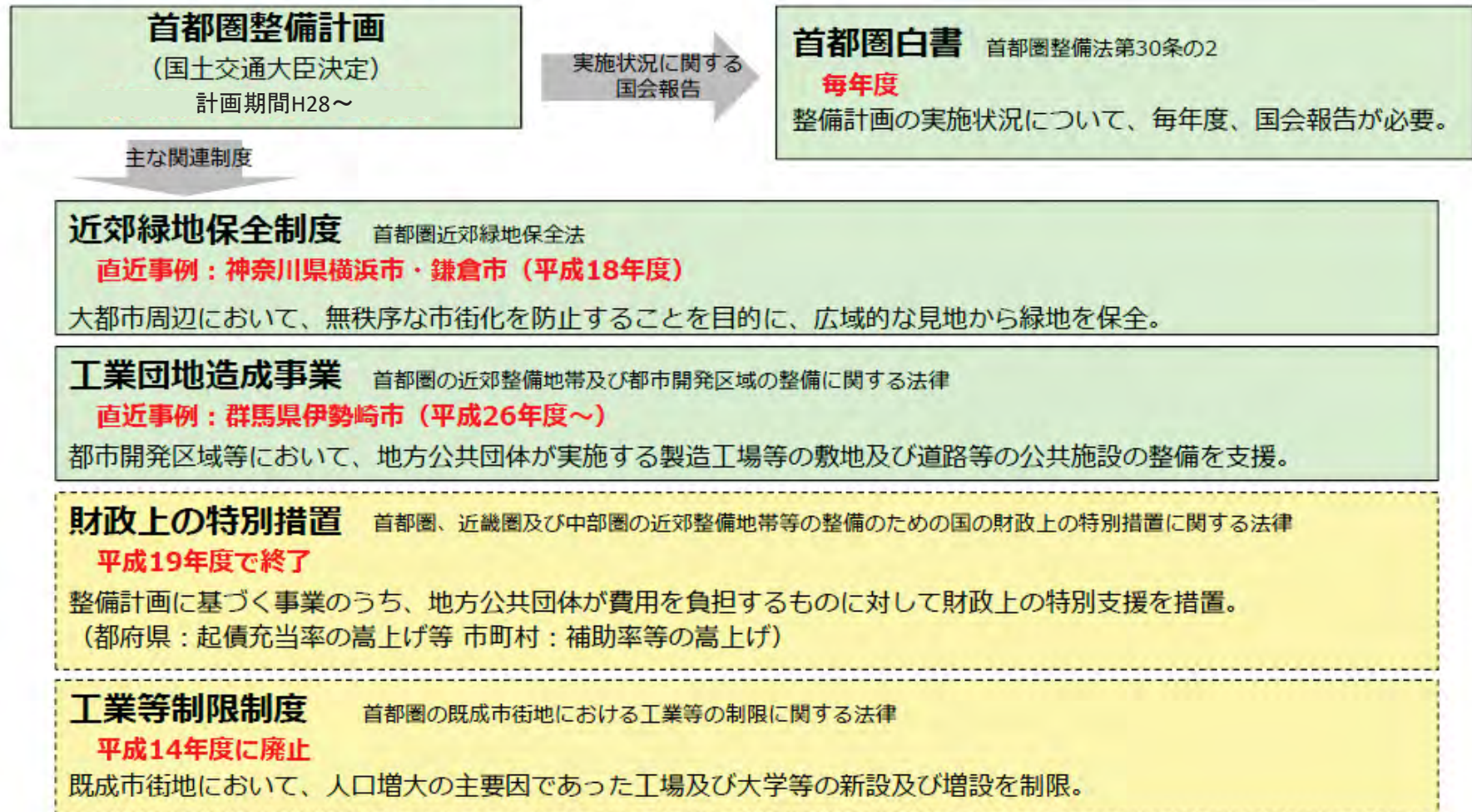
首都圏における区域の指定状況 (S32～)



現行の大都市圏整備制度の概要

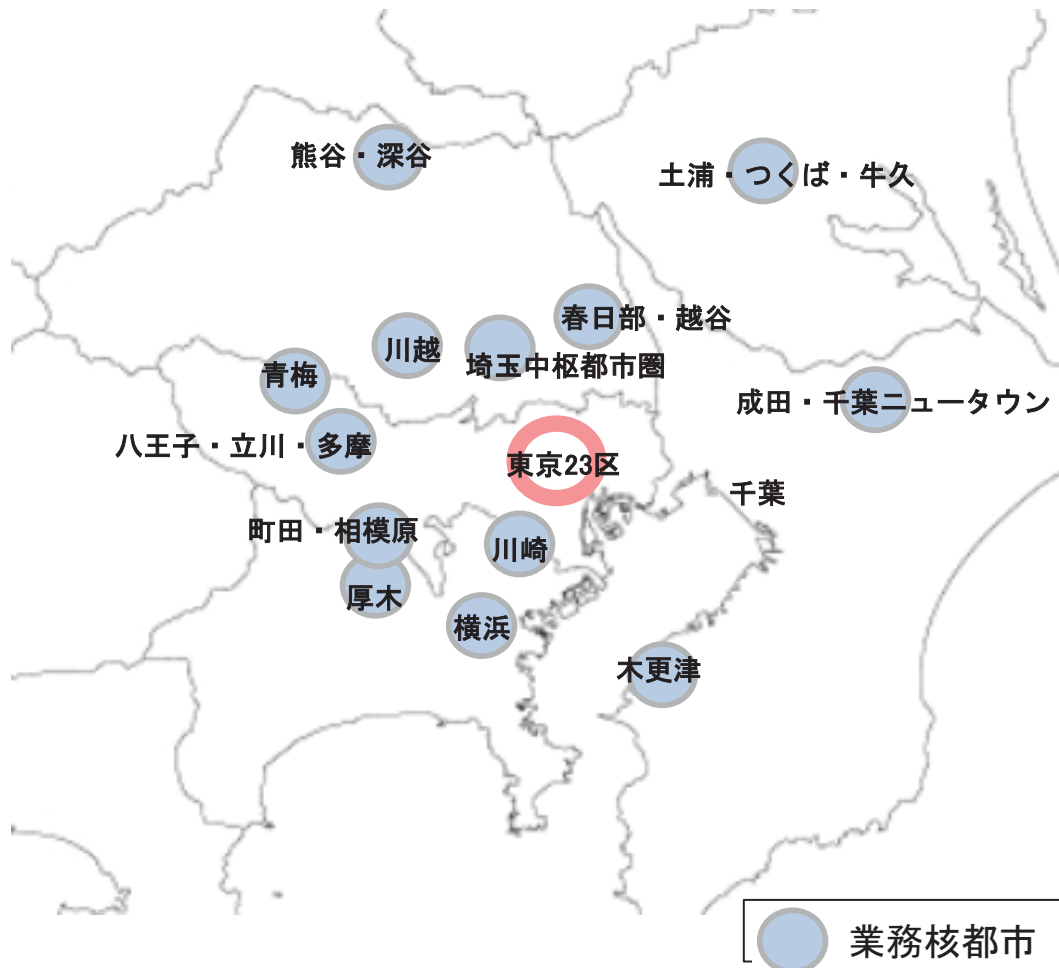
○大都市圏整備制度については、近年、既成市街地への人口流入圧力の弱まり等を背景に、工業等制限制度の廃止、財政上の特別措置の終了など施策手段を縮小してきている。

大都市圏整備制度の概要（首都圏の例）



業務核都市について

- 業務核都市とは、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏における適正な配置を図るため、東京圏における東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域。
- 多極分散型国土形成促進法(昭和63年6月法律第83号)に基づき、平成3年3月以降、14都市を指定し、中核施設の整備等を支援してきたが、**税制や資金確保による支援措置は平成20年度までで終了**(地方債の特例措置は引き続き継続)。



業務核都市	承認・同意年月日	主な中核施設
千葉	平成3年3月19日	幕張メッセ 幕張テクノガーデン
木更津	平成4年3月30日	かずさDNA研究所
埼玉中枢都市圏	平成4年4月15日	さいたまスーパーアリーナ
土浦・つくば・牛久	平成5年2月1日	つくばカピオ
横浜	平成5年2月1日	パシフィコ横浜 横浜ランドマークタワー クイーンズスクエア横浜 日産スタジアム
八王子・立川・多摩	平成7年8月1日	八王子学園都市センター ファースト立川センタースクエア
川崎	平成9年3月31日	ソリッドスクエア ミュージア川崎 かながわサイエンスパーク
厚木	平成9年3月31日	厚木サテライト・ビジネス・パーク
熊谷・深谷	平成15年11月19日	テクノグリーンセンター
成田・千葉ニュータウン	平成16年3月23日	成田空港旅客ターミナルビル
町田・相模原	平成16年3月30日	さがみはら産業創造センター
春日部・越谷	平成18年3月16日	東部地域振興ふれあい拠点施設
川越	平成20年3月19日	鏡山酒造跡地活用施設 埼玉県農業大学校
青梅	平成21年4月15日	吉川英治記念館

大都市戦略（H27.8国交省大都市戦略検討委員会）

第1章大都市をめぐる状況、課題

（1）大都市の発展の経緯

（大都市圏整備法に基づく大都市圏政策）

首都圏及び近畿圏においては、経済成長に伴う人口・産業の集中と、それに伴う交通渋滞、住宅問題、環境問題等の過密問題を背景に、昭和30年代以降、都心の過密対策として「これ以上必要ない機能」を大都市圏近郊や周辺の都市へ分散させることが求められるようになり、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい圏域の建設とその秩序ある発展を図るため首都圏整備法、近畿圏整備法が制定された。そして、これらの法律に基づき、人口・産業の過度の集中を抑制する既成市街地等、計画的な市街地整備と緑地の保全を図る近郊整備地帯等、工業都市、住宅都市等として発展させる都市開発区域等から構成される政策区域が設定された。（中略）

また、昭和60年代に入ると、首都圏では、郊外部における市街地の拡大やそれに伴う職住遠隔化等が深刻化したことを受け、東京都区部への一極依存構造を是正し、複数の自立都市圏からなるバランスのとれた圏域構造への改善が課題となり、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）によって業務核都市制度が導入された。業務核都市においては、事業所、営業所等の民間の業務施設を集積させるため、その中核となる施設（中核的施設；研究施設、展示施設・見本市場施設、スポーツ・レクリエーション施設等）の整備を促進することとされ、税制特例、地方債特例等による支援が講じられた。

このような大都市圏政策により、法律上、他の圏域とは異なる国家戦略上の特別な位置付けを与えられた三大都市圏においては、三大都市圏整備計画により、高速道路、鉄道、港湾、空港等の都市基盤が着実に整備されてきた。

（大都市圏政策の転機）

わが国はすでに人口減少局面に入っており、既成市街地等への人口流入圧力が弱まる中、わが国の大都市が直面する課題は、グローバル化の中、急速に発展するアジア新興諸国等を見据えた国際競争力の強化、切迫する巨大災害を踏まえた防災性の向上、高齢者の急増への対応、地球温暖化等の環境問題への対応など社会・経済の成熟化を背景としたものへと大きく変化している。そのような中、人口・産業の過度の集中抑制など急速な都市化と旺盛な開発意欲を前提に、圏域内・国内の地域バランス構造に主眼を置く大都市圏政策は、工業等制限法の廃止などかつての施策手段を縮小・廃止してきた経緯からも明らかなように、質的变化を求められており、バブル崩壊後の経済の低迷で都心の機能更新が停滞する中、国際的視点を欠いた従来の施策では、土地の流動化を促し、都市機能の陳腐化を脱却していくには必ずしも十分に対応しきれないなど、転機を迎えた。

（新たな政策手段としての都市再生）

このような中、グローバル化を強く意識した国際的視点も踏まえ、業務機能に加え、国際交流・物流機能、医療・福祉や子育て支援機能、広域防災における拠点機能など大都市に必要な都市機能の積極的な集積を図る必要性が強く認識され、新たな枠組みとしての都市再生が、新たな政策手段となっている。

地方行政連絡会議

1 連絡会議の目的

地域開発等の広域的な行政課題に対応するとともに、国の地方行政機関等を含め広く総合的な視野の下に検討を行うため、地方行政連絡会議法(昭和40年法律第38号)に基づき設けられた会議。

(参考)第8次地方制度調査会答申(S37)

「地方における広域的な行政事務を計画的かつ総合的に実施するため、いわゆるブロックごとに、その地域内の都道府県の知事及び国の行政機関等の長をもって構成する連絡協議のための組織を設ける等国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整を図るための措置を講ずることが必要」

2 連絡会議の概要

○ 構成員

- ・ 都道府県知事、指定都市市長
- ・ 国の地方行政機関の長(沖縄総合事務局、管区警察局、管区行政評価局、財務局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局等)
- ・ 関係のある公共的団体の機関の長等

○ 区域:全国9ブロック(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州)

○ 意見の申出等

連絡会議は、関係大臣、公共的団体の長に対して意見を申し出ることができる。

関係大臣は、連絡会議を通じて所管行政に関する意見を聴くことができる。

協議がととのった事項については、会議の構成員は、協議の結果を尊重するよう努める。

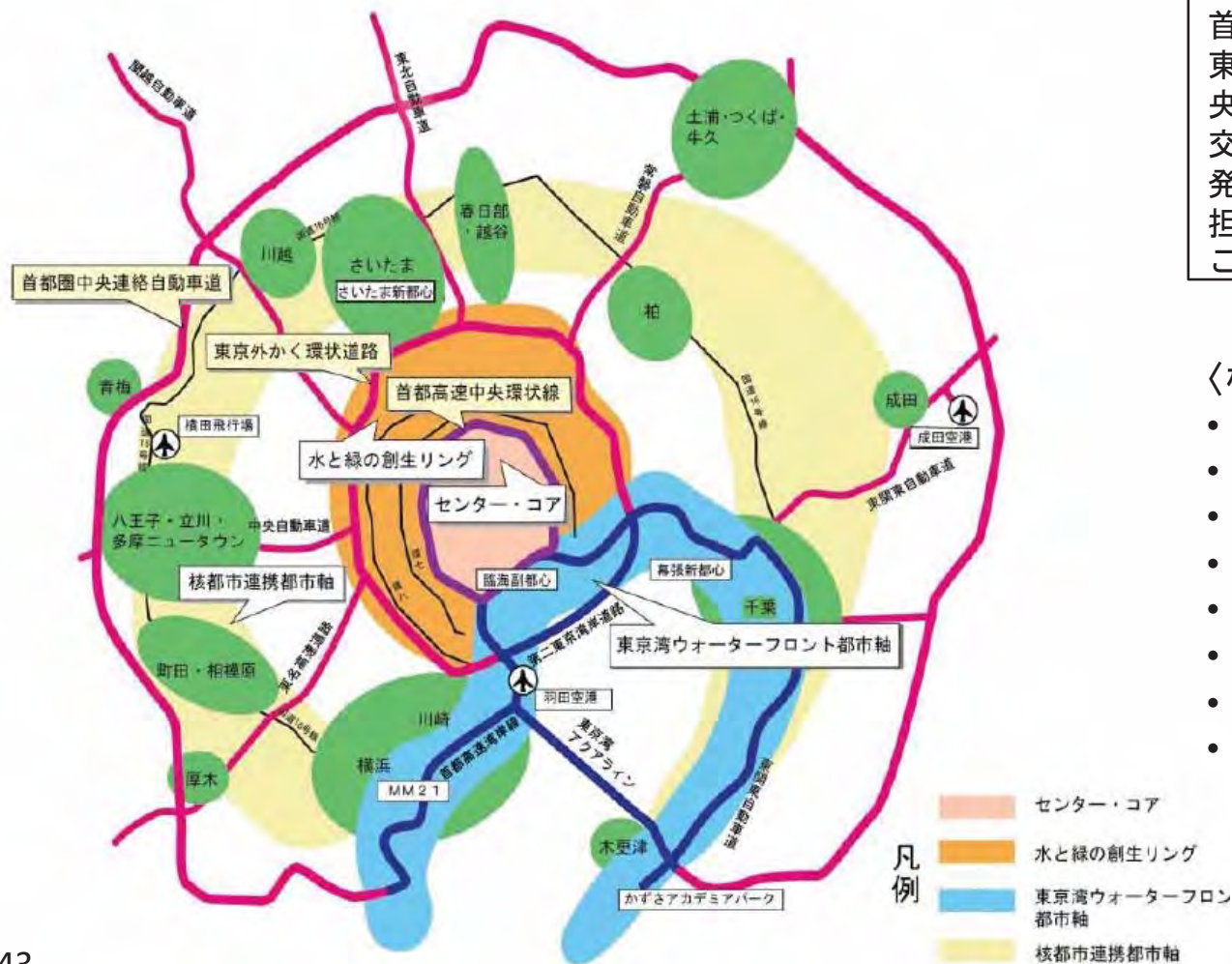
3 開催状況:平成13年度以降、開催実績なし

- ・ 各地方公共団体がそれぞれの地域の特性を生かした施策を展開し、団体の関心が多様化している状況の中で、共通したテーマを持つことが困難になった
- ・ 個別案件ごとに関係地方公共団体相互間あるいは関係する国の地方行政機関との間の連絡調整会議が行われるようになった
- ・ 日程調整が困難 ※構成員が多いブロックでは50～60名に達した

東京都「首都圏メガロポリス構想」について

- 都は、2001年、東京圏(1都3県)に係る広域ビジョン「首都圏メガロポリス構想」を東京都単独で策定。
- 多様な行政課題について、広域連携戦略の展開による圏域づくりを提言。
- 三環状道路や羽田空港の機能強化等のインフラ整備は概成。現在、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けて策定された「都市づくりのグランドデザイン(H29)」では、環状メガロポリス構造を最大限活用し、人・モノ・情報の交流を更に促進していくことが重要だとして、「交流・連携・挑戦の都市構造」が示されている。

＜首都圏メガロポリス構想における都市構造の考え方(環状メガロポリス構造)＞



—環状メガロポリス構造とは—

首都機能を担う一体的な大都市圏エリア（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市の概ね首都圏中央連絡道路に囲まれた区域）を主な対象に、環状方向の広域交通基盤等の東京圏の交通ネットワークを強化し、圏域の活発な交流を実現するとともに、多様な機能を地域や拠点が分担し、広域連携により東京圏全域の一体的な機能発揮を図ることを目的としている。

＜構想に掲げられた広域連携戦略の例＞

- ・ 迅速なアクセスを実現する交通連携(首都圏3環状道路)
- ・ 都県連携による空港機能の強化
- ・ 東京湾の一体的整備
- ・ 広域物流システム(広域物流拠点の戦略的な整備誘導)
- ・ 広域防災連携
- ・ 東京湾の水質改善
- ・ 大気汚染対策の連携(ディーゼル車の運行規制)
- ・ リサイクル・廃棄物処理連携(共同の広域処分場の検討)

九都県市首脳会議

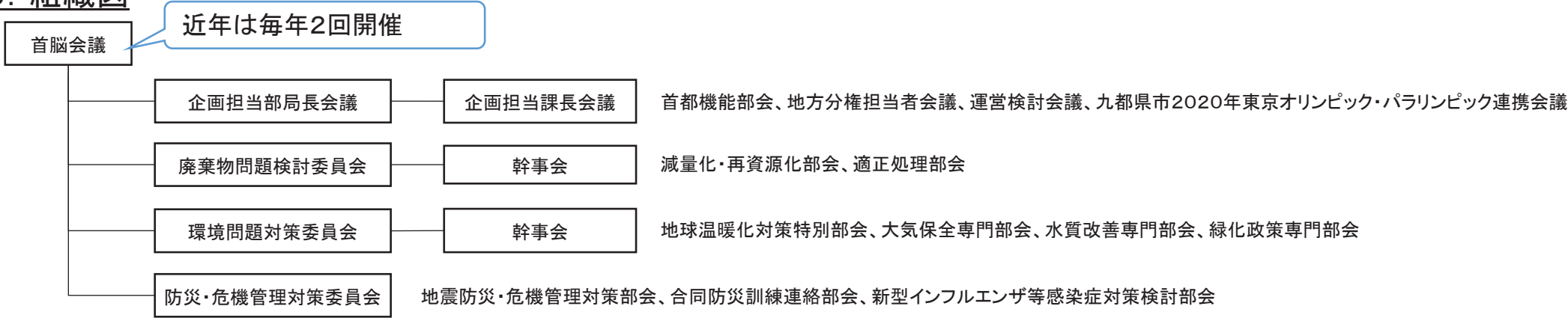
1. 構成員

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長

2. 沿革

昭和54年7月26日六都県市首脳会議として設立
平成4年に千葉市長、平成15年にさいたま市長、平成22年に相模原市長が加入

3. 組織図



4. 九都県市首脳会議における合意事項の分析

○ 約3割は「国への要望等」、約4割は「検討」、約2割は「共同」実施

分類	件数	割合
1: 国への要望等	45	27%
2: 共同訓練・研修	6	4%
3: 共同調査・研究	3	2%
4: 共同啓発	30	18%
5: 検討	65	39%
6: その他	17	10%
合計	166	100%

※ 平成27年度～平成29年度(第67回(平成27年5月18日)～第72回(平成29年11月13日))に合意等された事項166件を、上述の1～6に分類

首脳会議において集中して検討を行うことを決定した項目

✓ ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組

ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組は、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレス問題の解決を目指す上で広域的に対応を図るべき課題となっています。また、全国の約半数のホームレスが起居する首都圏において推進することが、我が国全体の生活困窮者支援の観点からも必要であることなどから、実態把握のための調査の実施を国に対して要望することを含め、検討しています。(平成31年4月～)

✓ AI等新技術を活用した行政のスマート化の推進

厳しい財政状況や少ない職員数での行政運営が求められる中、自治体が本来担うべき機能が発揮できるよう、スマート自治体への転換を図り、職員の事務作業の負担を軽減していくことが必要となっています。そこで、AI等の新技術を活用した行政のスマート化の推進について、検討しています。(平成31年4月～)

✓ エスカレーターでの事故防止に向けた取組

エスカレーターにおいて転倒などによる事故が発生している現状や東京2020オリンピック・パラリンピックで多くの外国人旅行客がエスカレーターを利用することを鑑み、エスカレーターでの事故防止につながる安全な利用方法の周知・啓発等について、検討しています。(令和元年11月～)

✓ 高齢者向け住まい・施設からの円滑な救急搬送等に向けた取組

高齢者の救急搬送が増加している中、高齢者向け住まい・施設からの救急搬送や搬送先の医療機関においては、本人・家族の意思の把握に苦慮する事例が多くみられるが、全国的な調査による実態の把握や課題の抽出が進んでいないため、高齢者向け住まい・施設からの円滑な救急搬送等に向けた取組について、国への要望も含め、検討しています。(令和元年11月～)

関西広域連合

1. 構成員

※平成22年12月1日設立

滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市

2. 組織

- ✓ 各府県ごとに分野事務を分担する「業務首都制」を採用。各知事が「担当委員」として執行責任を負う。
- ✓ 本部の専任職員は35名。総務課・企画課・連携推進課・資格試験免許課・計画課・地方分権課が置かれている。
- ✓ 分野事務局の職員は府県市職員との兼務を基本。職員は、通常、自らの団体の事務に従事しながら、関西広域連合の事務に従事する際には、広域連合職員として、関西全体の広域的な事務に従事。
- ✓ 関西広域連合の検討会では、内部ガバナンス（広域連合委員会の充実、人員体制の充実等）や地域ガバナンス（国の出先機関の広域連合委員会等への参画、国の出先機関等との意見交換の場の活用等）等の課題が指摘。

重要事項に関する基本方針について意思決定（毎月開催）

（分野別事務局の例）



（出典）関西広域連合HPをもとに事務局作成

関西広域連合の実施事務

- 広域連合の基本的な取組方針を定める広域計画を三年ごとに策定。
- 関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画および調整に関する事務を実施。

設立当時、「各府県の地域防災計画は国の災害対策との調整は行われているが、近隣府県との調整は行われていない」との問題意識があった

(参照) 関西広域連合広域行政のあり方検討会

実施事務 7分野の事業に取り組んでいます。

広域防災

関西全体の連携で防災力を高め住民の安全と安心をもたらします！

- 「関西防災・減災プラン」及び「関西広域広域・受援実施要綱」の充実・発展
- 大規模広域災害を想定した広域対応の推進
- 災害時の物資供給の円滑化の推進
- 関西広域広域訓練の実施
- 防災分野の人材育成



災害時の実効性のある物資供給を実現するため、「関西災害時物資供給協議会」設立(H29.1)

広域観光・文化・スポーツ振興

戦略的な観光・文化・スポーツ振興で、さらに魅力ある関西を創出します！

- 「関西観光・文化振興計画」の戦略的推進
- 「東京オリンピック・パラリンピック」や「ワールドマスターズゲームズ2021関西」などに向けた観光の取組の推進
- 多様な広域観光の展開による関西への誘客
- 戦略的なプロモーションの展開
- 官民が一体となった広域連携DMOの取組の推進
- 関西文化の振興と国内外への魅力発信
- 連携交流による関西文化の一層の向上
- 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開発支援
- 「生涯スポーツ先進地域関西」の実現
- 「スポーツの聖地関西」の実現
- 「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現



広域産業振興

戦略的に産業政策を進め、イノベーションが生まれる関西を目指します！

- 「関西広域産業ビジョン」の着実な推進
- 関西のポテンシャル発信・強化
- 関西の優位性を活かしたイノベーション創出環境・機能の強化
- 高付加価値化による中堅・中小企業等の成長支援
- 個性豊かな地域の魅力を活かした地域経済の活性化
- 関西を支える人材の確保・育成
- 「関西広域農林水産業ビジョン」の着実な推進
- 地産地消運動の推進による域内消費拡大
- 食文化の海外発信による需要拡大
- 国内外への農林水産物の販路拡大
- 都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全



広域医療

関西全体を「4次医療圏」と位置づけ、「安全・安心の医療圏「関西」」の実現を目指します！

- 「関西広域救急医療連携計画」の推進
- ドクターヘリの活用等による広域救急医療体制の充実
- 災害時における広域医療体制の強化
- 課題解決に向けた広域医療体制の構築

府県域を超えたドクターヘリ(7機)の運航



広域環境保全

関西全体で広域の環境保全に取り組み、「環境先進地域「関西」」を目指します！

- 「関西広域環境保全計画」の推進
- 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進
- 自然共生型社会づくりの推進
- 循環型社会づくりの推進
- 環境人材育成の推進



資格試験・免許等

資格試験・免許等の一元化により、事務の効率化を目指します！

- 准看護師・調理師・製菓衛生師試験の実施、免許交付等
- 毒物劇物取扱者・登録販売者試験の実施



広域職員研修

広域的な視点を持つ職員を育成し、業務執行能力の向上を図ります！

- 政策形成能力研修の実施
- 構成団体主催研修への相互参加(団体連携型研修)
- インターネットを活用した研修の実施等、研修効率化の取組



H25.4から、各府県の資格試験・免許等事務を実施

その他広域にわたる政策の企画調整等

関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務を積極的に行います！

■ 広域インフラの整備促進

関西全体の発展に欠かせない広域インフラについて、「関西大都市圏の実現」、「地域を総合的に活用できる最低限のインフラ」、「大規模地盤など自然災害等への備え」を柱とする「広域交通インフラの基本的な考え方」に基づき、高速道路等のミッシングリンクの解消や、リニア中央新幹線、北陸新幹線の日も早い大阪までの全線開業等を実現するため、国等へ働きかけるとともに、関西主要港湾の広域的な連携に関する取組などの検討を行います。

■ エネルギー政策の推進

関西における望ましいエネルギー社会の実現を目指し、関西圏における水素の利用拡大に向けた広域的な取組の検討を行います。また、低炭素で安全かつ安定した電力供給体制の構築、天然ガスパイプライン整備等のエネルギー政策の推進などについて、国に対し適時・適切な提案等を行います。

■ 特区事業の展開

国から指定を受けた国家戦略特区及び関西イノベーション国際戦略総合特区について、特区施策の拡充など国への働きかけの強化を図るとともに、既認定事業の推進や新たな規制改革への取組を進めます。

■ イノベーションの推進

関西の優れた大学や最先端科学技術基盤、産業界が有する健康・エネルギー、ICT、安全・安心、ものづくり等に関するポテンシャルを活かし、健康・医療など中長期的・広域的課題を解決するため、産学官の連携体制を構築し、イノベーションの創出を図ります。

■ 琵琶湖・淀川流域対策

平成25年の台風18号における被害を契機として、琵琶湖・淀川流域の諸課題の解決に向け、協議決定に資する官民の根拠を準備するための基礎的調査を行うとともに、広域連合として優先的に取り組む課題を絞り込み、管内の他流域でも参考となる具体的な解決策の検討を進めます。

(関西広域連合HPより抜粋)

三大都市圏における都道府県を越える行政課題への対応についての論点（案）

- ✓ 我が国では、東京圏をはじめとする大都市圏に人口・産業が著しく集積。大都市圏は急激な高齢化に伴う介護・医療サービスの供給体制の確保や大規模災害への対応をはじめ、著しい集積に起因して生じる行政課題への対応が求められる。特に集積が著しい東京圏は、東京一極集中を是正しながら、急激な高齢化への対応や大規模災害への備えをしつつ、我が国の経済成長のエンジンとして、国際競争力を向上させていくことが求められている。
- ✓ 住民の生活圏や経済圏、大規模災害の被害想定区域等は都道府県の区域を越えて広がっており、都道府県境を越えた協力関係の構築、調整の仕組みが求められる。特に、東京圏では、集積の規模や都道府県境を越える人の流れが著しいことから、その必要性は極めて高いのではないかと。
- ✓ 昨今の地方制度調査会では三大都市圏について、大都市圏における広域的な調整や対応が必要だとして、そのために必要な枠組み、対象となる行政課題、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みとの関係、国の行政機関との関係等の論点が指摘されている。
- ✓ 関西圏では関西広域連合が設立され、関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画および調整を所掌する組織が設置され、広域計画に基づき広域行政が進められている。東京圏では、九都県市首脳会議の枠組みが設けられている。この他、個別の行政課題ごとに、関係都道府県・市町村・国の行政機関が参画する検討の場等が設けられている。
- ✓ 関西圏のように東京圏全体の広域行政を所掌する組織が設けられていない東京圏において、国際的な競争力を高めながら、急速な高齢化や大規模災害への対応などの都道府県境を越えた広域的な課題に対し、さらに、日常的かつ継続的に協力・調整を深め、東京圏全体の視点に立った戦略的な取組を進めていくためには、どのような仕組み・取組が考えられるか。